

初版作成日：2020年5月20日

最新改訂(Ver. 7)：2022年3月15日

日本国内プロゴルフトーナメントにおける
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver. 7)

ゴルフ関連 5 団体新型コロナウイルス対策会議

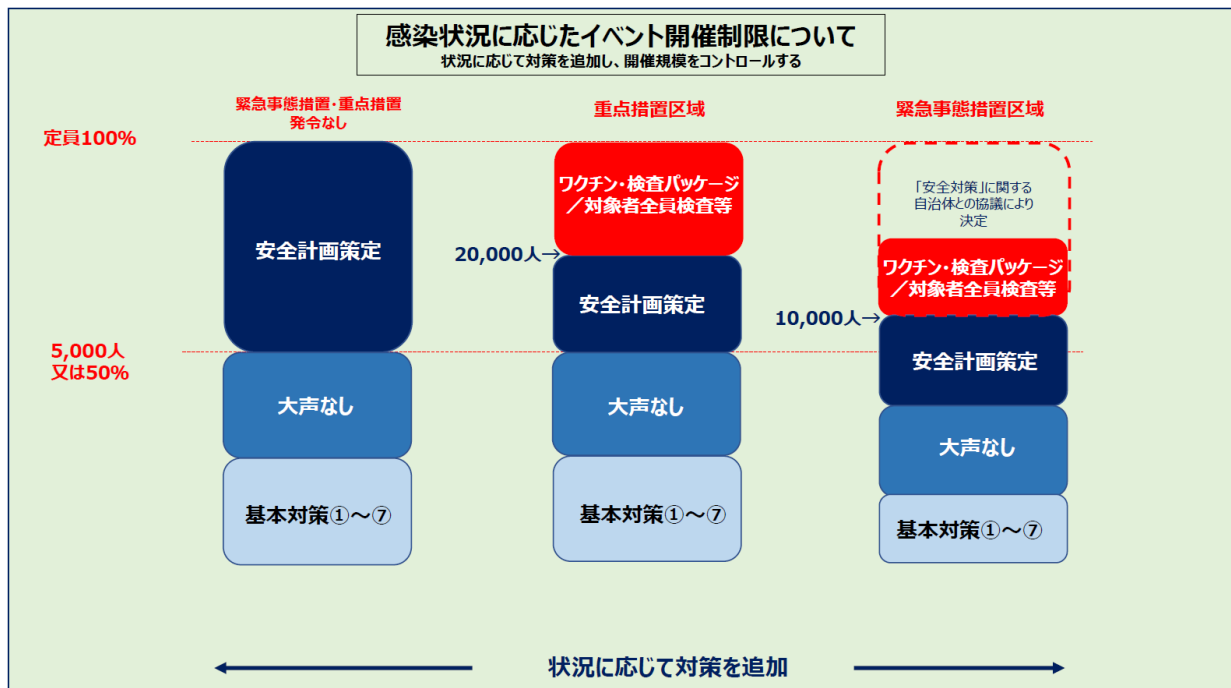
2021年11月19日、第81回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の取りまとめ等を踏まえて、新たに「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されました。

政府の新しい対処方針では、今後は、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう行動制限の緩和の取組を進めいくという方針が決定されました。イベントの開催は①「緊急事態措置区域」、②「重点措置区域」、③「その他の都道府県」と3つに大別され、それぞれで制限や対策が定められております。「安全計画策定」と「ワクチン・検査パッケージ制度、又は対象者全員検査(開催自治体より推奨される制限緩和策)」の併用により、開催制限のないトーナメント開催が可能となります。

しかし、変異株による感染拡大は続いておりますので、適正なマスクの正しい着用、手洗いや手指消毒、3密の回避や換気等、基本対策の徹底を引き続きお願いいたします。

大会の計画や準備を進めるにあたり、本対策会議にて協議検討を重ね、「開催地の感染状況に応じた催物の制限と緩和に関する考え方」と「その数値や内容に関する基準」を本ガイドラインにてお示ししてゴルフトーナメントを計画通りに開催するための指針としてご活用いただくものであります。

【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】 * 2022年開催基準 *



* ゴルフ関連 5 団体新型コロナウイルス対策会議にて作成

–目次–

P. 1	ガイドライン改訂について
	【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】 * 2022 年開催基準 *
P. 4	I. 基本方針
P. 5	II. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報 NEW
P. 10	III. 政府 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 NEW
P. 15	IV. 新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策 – 新しい対策について – NEW
P. 15	<u>1. 基本的な考え方 NEW</u>
P. 16	<u>2. 基本的感染症対策 NEW</u>
P. 18	<u>3. 医療体制に関して NEW</u>
P. 18	4. 受診・相談センター（帰国者・接触者センター）
P. 19	<u>5. 検査について／オンサイト検査導入 NEW</u>
P. 21	<u>6. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について NEW</u>
P. 22	<u>7. 濃厚接触者／暫定的な濃厚接触疑い者に関するゴルフ関連 5 団体基準 NEW</u>
P. 24	<u>8. 退院基準について NEW</u>
P. 25	<u>9. ワクチン・検査パッケージ制度について NEW</u>
P. 30	V. トーナメントの開催基準 NEW
P. 30	1. 開催判断基準
P. 30	2. 開催準備を始めるまえに（前提条件）
P. 30	<u>3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準(制限・緩和ステップ表) NEW</u>
P. 38	<u>4. 開催制限人数について NEW</u>
P. 44	<u>5. イベント開催等に係る基本的な感染防止策 NEW</u>
P. 45	<u>6. 飲食に関する基本的な感染防止策 NEW</u>
P. 49	7. 感染リスク防止のための備品等の準備
P. 50	8. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等) に関する注意
P. 50	9. 家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の注意
P. 52	10. ドブ漬け(クーラーボックス・イベントクーラー等)を使用
P. 54	VI. 選手・大会関係者への対応
P. 54	1. ゴルフトーナメントに特徴的な感染リスク要因
P. 54	2. 選手・ゴルフ協会・開催ゴルフ場・大会主催者に求められる感染対策
P. 55	3. ゴルフトーナメントへの出場に関する規則
P. 55	VII. 有事対応（陽性・発熱等の諸症状・濃厚接触疑い）
P. 55	1. 有事での心構え
P. 55	2. 陽性判定への対応
P. 56	3. 報告のフローについて
P. 56	4. 症状がある場合の相談や医療について
P. 57	5. 情報開示にあたって

- P. 59 **Ⅷ. 催物(プロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討**
- P. 59 1. プロアマ大会の実施について
- P. 60 2. 前夜祭の開催について
- P. 61 3. その他の催物について
- P. 62 **Ⅸ. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討**
- P. 62 1. ボランティア募集について
- P. 62 2. アルバイトの管理について
- P. 63 3. その他の臨時来場者について
- P. 64 **Ⅹ. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について**
- P. 64 1. 観客動員について
- P. 65 2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク 52 ページ「Ⅵ-1」参照
- P. 65 3. ゴルフトーナメント運営管理上の基本事項
- P. 66 4. 入場制限対象者の設定
- P. 67 5. 観客の管理
- P. 68 6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応
- P. 69 7. ゴルフトーナメント特有の対応について
- P. 71 **Ⅺ. 新型コロナウイルス感染症対策に関する最新資料(令和4年2月22日時点) NEW**
(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)
- P. 73 東邦大学の炭山嘉伸理事長からのご提言 NEW

参考資料

- P. 74 【参考】FAQ (よくあるご質問)
- P. 76 【参考】来場されるお客様への案内 (文章サンプル)
- P. 78 【参考】入場券に関する案内 (文章サンプル)
- P. 80 【サンプル】感染調査シート
- P. 81 【サンプル】濃厚接触調査シート
- P. 82 【サンプル】感染に関する発表について
- P. 84 【サンプル】各種問診票 (大会事前／大会期間中／大会終了後)
- P. 90 【検証】熱中症と新型コロナウイルス感染症の見分け方に関して
- P. 96 「新しい生活様式」実践例／感染拡大防止ポスター (2021年版) NEW
- P. 97 「感染拡大防止への協力ポスター」(2021年版) NEW
- P. 98 新型コロナウイルス感染症対策 10 箇条 (案)

日本国内プロゴルフトーナメントにおける
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver.7)

I. 基本方針

「日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン」は、政府の「**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**」を遵守して、「**ゴルフ関連 5 団体新型コロナウイルス対策会議(公益財団法人日本ゴルフ協会/公益社団法人日本プロゴルフ協会/一般社団法人日本女子プロゴルフ協会/一般社団法人日本ゴルフツアー機構/一般社団法人日本ゴルフトーナメント振興協会)**」にて編集され、医療アドバイザーの指導、スポーツ庁の確認を経て、内閣官房 HP の「**業種別ガイドライン一覧**」に掲載をするものであります。

ゴルフトーナメントを開催するにあたり、主催者及び大会を管轄するゴルフ協会は、政府及び開催自治体の方針を遵守し、開催地の自治体及び医療機関、企画運営する各社と連携して、“**選手及び選手関係者を守る、すべての大会関係者を守る、招待者及び観客を守る、開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ**”ことを念頭に、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。

ここに述べる感染症対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部分科会の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更いたします。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なりますので、**開催地の自治体との連携を緊密に図って、試合を開催・継続することが前提であることを強調させていただきます。**

新型コロナウイルス感染症対策は、**個人防衛、集団防衛、社会防衛**の3つの側面から考える必要があります。何よりも重要なのは、ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含むすべての「**選手関係者**」、大会事務局・メディア・放送局・開催ゴルフ場関係者・プロサービスメーカー、並びにすべての「**大会運営関係者**」、**ボランティアや招待者及び観客などのすべての「大会参加者」**が、**発熱・咳・咽頭痛・だるさ、倦怠感などの多様な風邪の症状に加え、味覚・嗅覚障害や、息苦しさ・呼吸困難・胸痛・濃性痰などの肺炎症状(以下これらをまとめて「諸症状」という)を認めたら休む勇気を持つこと。招待客も観客も同様に、諸症状を認めた場合にはゴルフトーナメント会場に行かないという文化を醸成することが必要です。**

従って、大会を継続する、ツアーを継続するためには、ゴルフトーナメントに関わるすべての者が、症状の有無にかかわらず日ごろから感染予防に努め、「**絶対に濃厚接触者にならない、作らない。ウイルスを会場に入れない**」ようにすることが重要となります。

このような個人防衛に加え、大会と地域が連携した防衛と対策により、絶対にクラスターを発生させないこと。大会に携わるすべての者が協力し“**日本のスポーツ文化を守る**”ことが、最も重要な目標と考えます。

II. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の基本情報【NEW】

<p>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)の病原体</p>	<p>(1) コロナウイルスの一種である SARS-CoV-2 による感染症を COVID-19（感染症法では新型コロナウイルス感染症）と呼ぶ</p> <p>(2) ウイルスは自ら増殖することができず、人間の粘膜などの細胞に付着し入り込むことによって、増殖する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 体内でウイルスが増殖すると症状が出る。また他の人に感染するようになる • 症状が出るおよそ 2 日前から他の人に感染するのがこのウイルスの特徴 <p>(3) 健康な皮膚には入り込むことができず付着するだけ、と言われている</p> <p>付着した状態で 3 日間程度は感染力をもつとされる</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多くの人が共通で触るものを減らすこと、又は消毒することが重要 • 手洗い、及びむやみに顔の粘膜（目、鼻、唇）に手で触れないことが重要
<p>感染経路</p>	<p>感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。一般的には 1メートル以内の近接した環境において感染しますが、エアロゾルは 1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、長時間滞在しがちな、換気が不十分な状況、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られています。</p> <p>また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触れることにより感染することもあります。</p> <p>WHO は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどとしています。マスク着用や手指衛生など、後述する感染防止策が重要になります。</p>
<p>潜伏期・感染可能期間</p>	<p>一般的に、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合は、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなると考えられています。</p> <p>しかし、新型コロナウイルスでは、発症の 2 日前から発症後 7～10 日間程度他の人に感染させる可能性があると考えられています。特に、発症の直前・直後でウイルス排出量が高くなるため、無症状病原体保有者（症状はないが検査が陽性だった者）からも、感染する可能性があります。</p> <p>新型コロナウイルスに感染した方が、他の人に感染させる事例は、全体の 2 割以下と考えられますが、マスク無しの会話や 3 密（密閉・密集・密接）が感染拡大リスクとなっています。</p> <p>体調が悪いときは不要・不急の外出を控えることや、人と接するときにはマスクを着用すること、普段会わない人とは会わないことなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないよう行動することが大切です。</p>

変異株について

ウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約 2 週間で一か所程度の速度で変異していると考えられています。

新型コロナウイルスの懸念される変異株 (VOC)

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の検出	主な変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン効果 (従来株比)
B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)	2020年5月 南アフリカ	N501Y E484K	5割程度高い可能性	入院時死亡リスクが高い可能性	ワクチンや抗体医薬の効果を弱める可能性
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	2020年11月 ブラジル	N501Y E484K	1.4-2.2倍高い可能性	入院リスクが高い可能性	ワクチンや抗体医薬の効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染事例の報告あり
B.1.617.2系統の変異株 (デルタ株)	2020年10月 インド	L452R	高い可能性 (アルファ株の1.5倍高い可能性)	入院リスクが高い可能性	ワクチンの効果を弱める可能性
B.1.1.529系統の変異株 (オミクロン株)	2021年11月 南アフリカ等	N501Y E484A	高い可能性	十分な疫学情報が無く不明	再感染リスク増加の可能性 ワクチンの効果を弱める可能性

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づいたもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重篤度について結論づけることは困難。
 ※PANGO系統(PANGO Lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。
 ※デルタ株は、PANGO 系統の B.1.617.2 系統及びその亜系統にあたる AY 系統を含んでいる。
 (出典)国立感染症研究所、WHO

オミクロン株について

オミクロン株については、国内外の報告から感染・伝播性の増加が示唆されており、デルタ株に比べて世代時間、倍加時間や潜伏期間の短縮、二次感染リスクや再感染リスクの増大が確認されており、感染拡大のスピードが極めて速い。国内においても感染例の急増と、オミクロン株への置き換わりが確認されている。まず軽症者の数が急激に増加し、併せて中等症者も一定程度増加し、その後、高齢者に伝播し、重症者数、入院者数も増え医療全体がひっ迫し、更に社会機能の維持も困難になってくることも懸念される。また、**ワクチン接種や自然感染による免疫を逃避する性質が示唆されており、ワクチン2回接種による発症予防効果がデルタ株と比較してオミクロン株への感染では著しく低下するものの、3回目接種（追加接種）により発症予防効果が一時的に回復する可能性が示唆されている。**また、入院予防効果もデルタ株と比較してオミクロン株においては一定程度の低下を認めるものの、発症予防効果と比較すると保たれており、さらに、3回目接種により入院予防効果が回復するという報告がある。中和抗体薬については、オミクロン株への有効性として中和活性の低下が報告されている薬剤もあることから、投与に当たって留意が必要である。

・ 他方、更なる知見の集積が必要であるものの、**デルタ株と比較してオミクロン株では重症化しにくい可能性が示唆されているが、重症化リスクがある程度低下していたとしても、感染例が大幅に増加することで重症化リスクの低下分が相殺される可能性も考慮する必要がある。**

変異株への個人の感染予防策	個人の基本的な感染予防策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、適切なマスクの着用、手洗いの徹底などが、これまでと同様に有効です。
感染を予防するために注意すること	<p>感染を予防するためには、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「3つの密」を避けること等が重要です。</p> <p>これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていない一方で、一定の条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されています。集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に、1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、2. 密集場所（多くの人々が密集している）、3. 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。</p> <p>【3つの密を避けるための手引き】 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622211.pdf</p> <p>また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられています。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されています。多くの場合、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が指摘されています。</p> <p>なお、喫煙に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月から、望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が全面施行され、原則屋内禁煙となっています。事業者は、屋外喫煙所や屋内の喫煙専用室を設けることも可能ですが、これらの場所では距離が近づかざるを得ない場合があるため、会話や、携帯電話による通話を慎むようお願いいたします。 <p>新型コロナウイルス感染症は、一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。また、無症状の者からの感染の可能性も指摘されており、油断は禁物です。</p> <p>人と人との距離をとること、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がける、さらに家やオフィスの換気を十分に、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりとすることで、自己のみならず、他人への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要です。</p>
潜伏期・感染可能期間	<p>(1) 潜伏期（ウイルスに感染してから症状がでるまでの期間）は10～14日間で、5日程度で発症することが多い</p> <p>(2) 発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いのが特徴</p> <p>(3) 発症から3～4週間、病原体遺伝子が検出されることはまれでない。</p>

	<p>ただし病原体遺伝子が検出されることと感染性があることは、同義ではない</p> <p>(4) 感染可能期間は発症 2 日前から発症後 7～10 日間程度と考えられている</p> <p>(5) 血液、尿、便から感染性のある SARS-CoV-2 を検出することはまれである</p>
年代と症状	<p>(1) 感染者のうち、8 割は軽症又は無症状のまま治癒する。2 割で肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは 5%程度と 言われている</p> <p>(2) 若年層では重症化割合が低く、65 歳以上の高齢 者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化のリスクが高いことが判明している</p>
<p>感染症を疑う症状</p> <p>※本ガイドラインにおける「諸症状」の定義</p>	<p><感染に関連する体調異常例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪寒、発熱、咳、鼻汁、鼻閉、頭痛、咽頭痛などの風邪の症状の有無 ・全身の倦怠感、関節・筋肉痛、食欲不振、下痢などの有無 ・味覚嗅覚障害の有無 ・嘔気、嘔吐等の有無 ・呼吸困難、胸痛、濃性痰等の肺炎を疑う症状の有無 <p>※基礎疾患（心臓・腎臓・糖尿）をもつ、高齢者は重症化する可能性が高いことも周知する。</p>
患者クラスター(集団)	<p>連続的に集団発生を起こし(感染連鎖の継続)、大規模な集団発生(メガクラスター)につながりかねないと考えられる患者集団を指す。</p> <p>これまで国内では、全ての感染者が 2 次感染者を生み出しているわけではなく全患者の約 10～20%が 2 次感染者の発生に寄与しているとの知見より、この集団の迅速な検出、的確な対応が感染拡大防止の上で鍵となる。</p> <p>厚生労働省はクラスターについて「5 人程度の発生」とする目安を策定しています。</p>
熱中症との見分けについて	<p>新型コロナウイルス感染症と熱中症、どちらも体温上昇や息苦しさ、倦怠感があるため、新型コロナウイルスと熱中症の初期症状は見分けが難しいとされています。</p> <p>* 91～96 ページに「熱中症」に関してまとめています。</p>

●「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 6.0 版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851077.pdf>

●2021 年 12 月版「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する 11 の知識」

https://corona.go.jp/proposal/pdf/chishiki_20211207.pdf

●新型コロナウイルスに関して、詳しく知りたい場合以下を参照してください。

厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

●正しいマスクの着用と換気（東京都モニタリング会議資料）

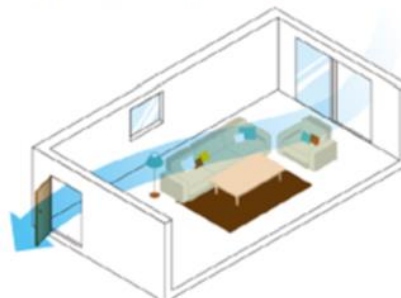
感染予防について

変異株であったとしても、3つの密の回避、マスクの正しい着用、手洗い、換気、などが推奨

✓ マスクは、不織布を顔にフィットさせて着用するのがより効果的



✓ 【良い換気経路】対角線上に窓を開ける



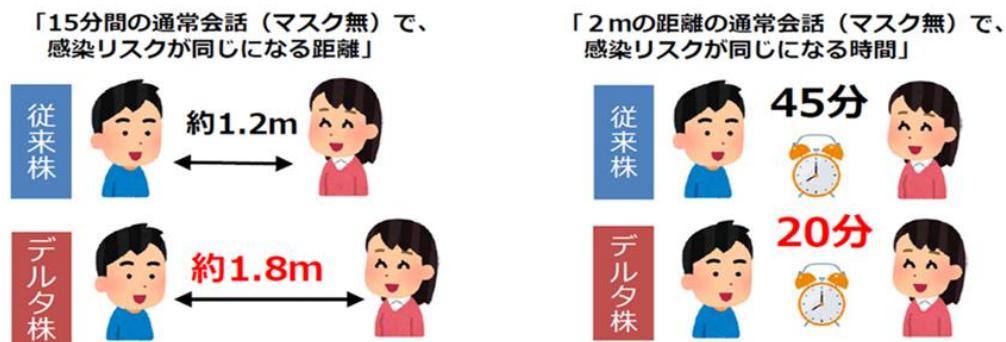
出典:「新型コロナウイルス感染症 都民向け感染予防ハンドブック」東京iCDC専門家ボード

⇒ **ワクチン接種とともに、基本的な感染予防の徹底を**

●デルタ株の感染リスク（会話の距離、時間） 東京都新型コロナモニタリング会議資料より引用

デルタ株の感染リスク（会話の距離、時間）

感染力が強いデルタ株は、従来株と同じ感染リスクにするためには、**従来株よりも距離が必要**。
また、**半分以下の会話時間**で同じ感染リスク



※理化学研究所ウイルス飛沫感染の予測に関する記者勉強会動画資料（2021年6月23日）第2版を基に作成
※本研究において従来株より2.5倍の感染力がある変異株としているものをデルタ株として表記

注意：上記は従来株と比較したデルタ株の感染リスクの高さを示すものであり、記載の距離や時間を守れば感染しないことを示すものではありません。新変異株（オミクロン株）の感染リスクは、デルタ株よりも早くて強いとされており、距離や時間には、より注意を払い、感染防止策を強化するようにしてください。

Ⅲ. 政府 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針【NEW】

2021年11月19日 第81回新型コロナウイルス感染症対策本部

2022年1月7日 基本的対処方針一部改訂

2022年1月19日 基本的対処方針一部再改訂

『「新対処方針」スポーツに関する事項（抜粋）』及び

『1月19日に改訂されたまん延防止等重点措置について』 スポーツ庁政策課まと

め.....

..

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

（4）感染防止策

感染拡大の防止の基本は、個々人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することであり、加えて、政府及び地方公共団体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要である。

（略）

緊急事態措置区域及び重点措置区域等においては、飲食店の営業時間短縮、イベントの人数制限、県をまたぐ移動の自粛、出勤者数の削減の要請等の感染防止策を講じるとともに、第三者認証制度や別途定めるワクチン・検査パッケージ制度（以下単に「ワクチン・検査パッケージ制度」という。）等を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるように取り組むものとする。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度等を適用せず、強い行動制限を要請することとする。

（略）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。

（5）まん延防止

1）緊急事態措置区域における取組等

（略）

（施設の使用制限等）

- ① 特定都道府県は、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第12条に規定する各措置について事業者に対して要請を行うものとする。

なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うとともに、事業者に対して、入場整理等の実施状況について、ホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけるものとする。

(イベント等の開催制限)

- ① 特定都道府県は、当該地域で開催されるイベント等（別途通知する集客施設等を含む。）について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
 - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。
- ② 特定都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

- ① 特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促す。この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

(その他)

- ① 特定都道府県は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）で示された「10のポイント」、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、同年10月23日のコロナ分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うものとする。
- ② 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

(略)

2) 重点措置区域における取組等

重点措置区域である都道府県においては、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の変向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、期間、区域、業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(略)

(施設の使用制限等)

都道府県は、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第31条の6第1講等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスク着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第5条の5に規定する各措置について事業者に対して要請を行うものとする。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等（別途通知する集客施設等を 含む。）について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、 イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 20,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

② 都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA 等の活用等について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

(略)

② 都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等につい

て、住民に対して協力の要請を行うものとする。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

(略)

5) 学校等の取扱い

①

(略)

また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛（ただし、対象者全員検査の実施等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。))を要請する。

(その他)

- ① 都道府県は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日のコロナ分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行う。

(略)

3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

(略)

(施設の使用制限等)

- ① 都道府県は、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼するものとする。
- ② 都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

- ① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

- ② 都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、主催者等に周知するものとする。

(略)

(外出・移動)

- ① 都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう促すものとする。また、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すものとし、この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。
- ② 都道府県は、業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すものとする。
- ③ 都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(略)

5) 学校等の取扱い * 競技アルバイト、輸送整理員確保の際の参考にしてください (5 団体)

- ① (略) また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する (緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底 (緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛 (ただし、対象者全員検査の実施等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。)) を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原定性検査キット等の活用 (部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。) や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒と (小学校4年生以上) への抗原定性検査キットの活用を奨励する。

(略)

.....

IV. 新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策 – 新しい対策について – [NEW]

1. 基本的な考え方 NEW

5 団体ガイドライン Ver6 ～試合を継続し、ツアーを継続するために～

5 団体ガイドライン Ver7 ～試合を継続し、ツアーを継続しながら、新しい「通常開催」を目指す～

①出場選手の感染リスクを最小限にする

選手の感染や、集団的な選手の感染疑いが発生する場合、トーナメントが継続できない恐れがある。更に、その大会だけの問題にとどまらず、翌週以降の開催に影響する可能性がある。

個人種目である「選手」の出場資格を尊重し、選手の感染防止を大原則としつつ、プロアマ等の催物・観客及び招待者の動員など通常の開催（制限なき計画通りの開催）を目指す。

・選手も自身での防衛を徹底・強化する。（通常へ戻すための協力と自己を守る責任）

・選手関係者、キャディ、選手と接するすべての者、選手が使用する施設、サービススタッフ等のすべての関係者も対策を徹底する。（通常へ戻すための協力と大会を守る責任）

②通常開催へ戻すことを目標に、「選手・キャディ」と「それ以外」のそれぞれで対策を徹底する。

【選手・キャディ】

インサイドロープ＝マスク不要（距離の確保・発話時の注意）

アウトサイドロープ＝マスク着用 * プレー中のロープ外でのプレーは含まず

クラブハウス＝マスク着用 * 飲食時のみ外すことを許可（料理が到着するまでマスク着用等）

【それ以外のすべての参加者】

マスクの着用を必須とする。（熱中症防止等、マスクを外す場合は、フィジカルディスタンス確保）

選手への接近・接触・声掛けは禁止（正しくマスクを着用した上で、日常会話程度は可とする）

③ワクチン・検査パッケージ（制度及び考え方）を推奨 ※政府や自治体の方針をふまえて活用するものとする

対策の順序

・基本対策①～⑦を徹底（個人防衛の徹底、リスク行動の徹底回避）

・会場及びクラブハウス入場時の検温及び消毒の継続

・ワクチン・検査パッケージ制度を活用し、入場・特定エリアへの立ち入りを許可

④検査陽性者、発熱者、体調不良者、濃厚接触者及び疑い者への対応は、従来通りに継続

⑤座席のないイベントとしての弱点や、把握・管理の限界をすべての関係者が理解をし、リスクを低くする計画・判断を行う。（すべてが疑われると大会の継続が不可になる）また、接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨します。

⑥「指定感染症として認定されている期間」、「感染が拡大傾向にある場合、新たな変異株等が発生している状況」等では、感染リスクを避けるほう（リスクが少ない内容や対策）を選択する。

⑦無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

・体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）

・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

・日本へ入国・帰国後の「指定された待機期間中」の者又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2. 基本的感染症対策①～⑦【NEW】

以下の対応を取ることが新型コロナウイルス感染症の伝播を防ぐ上での基本になります。

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>* 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<p>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p>* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p>□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p>* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p>□食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p>* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p>□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

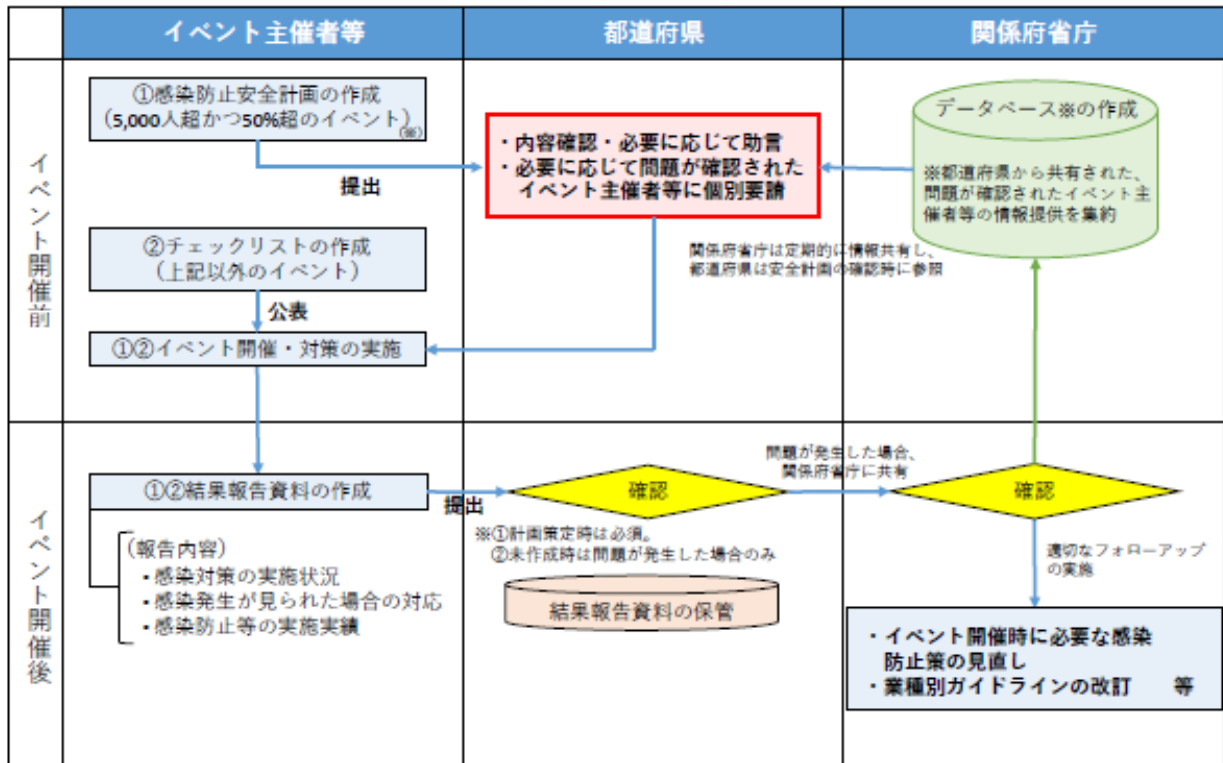
別紙2

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> □有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> □チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

別紙3

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。

3. 医療体制に関して【NEW】

・従来の応急処置用の医師・看護師の手配をお願いいたします。（感染症専門の必要はありません）

新型コロナウイルス感染症については、①疑い者は会場に来ないこと、②検温及び体調チェック、③ワクチン接種率等により、会場内には感染者はいない前提で、けが人・体調不良者の治療に進められるようにすることが重要です。

* 発熱や感染症の疑いがある場合には、「受診・相談センター」へ、患者自身で問い合わせ受診をすることが原則です。

* 医療崩壊が叫ばれているように、医師や看護師が圧倒的に足りない今、トーナメント会場に医師や看護師を置くことは現状かなり難しい状況です。感染症対策までカバーできずとも、ケガ等の応急処置対応のための医療従事者を、大会もしくは当該開催ゴルフ場側で手配する。もしくは相談できる病院等の手配をお願いいたします。

・医療アドバイザーとの連携

新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合には、所轄ゴルフ団体と、その後の対応について協議をお願いいたします。

・感染症対策マニュアルの準備

各主催者で策定する対応マニュアルは、管轄ゴルフ協会のマニュアルを整合し、不足・異なる対応がある場合には専門医の指導を仰ぐことをおすすめいたします。

・検査体制の準備

①事前検査の導入及び検査対象範囲については、管轄するゴルフ協会と協議の上で決定

②オンサイト検査用(抗原定性検査)の準備

4. 受診・相談センター（旧称：帰国者・接触者センター）

冬には、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起す感染症が流行しやすくなります。こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ていますし、同時に二つ以上のウイルスに感染する場合があります。

夏には、熱中症による頭痛や発熱、倦怠感といった症状は新型コロナウイルス感染症の症状にも当てはまります。疑わしい症状がある場合にも、決して自分で判断せず、管轄するゴルフ協会・所属会社・業務受注元に対する報告の上で、以下の通りに対応してください。（熱中症に関する検証 90～95 ページ）

各自治体においても、これらの感染症が増加した場合に備え、診療・検査体制の整備を行っています。**発熱等の症状のある方は、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接、電話相談し、医療機関を受診してください。**診察をした医師によって、感染が疑われると判断された場合には、新型コロナウイルス感染症の検査を受けることができます。**また、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に電話相談してください。**地域により、相談機関の名称や受付方法が異なりますので、お住いの自治体の情報をご確認ください。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

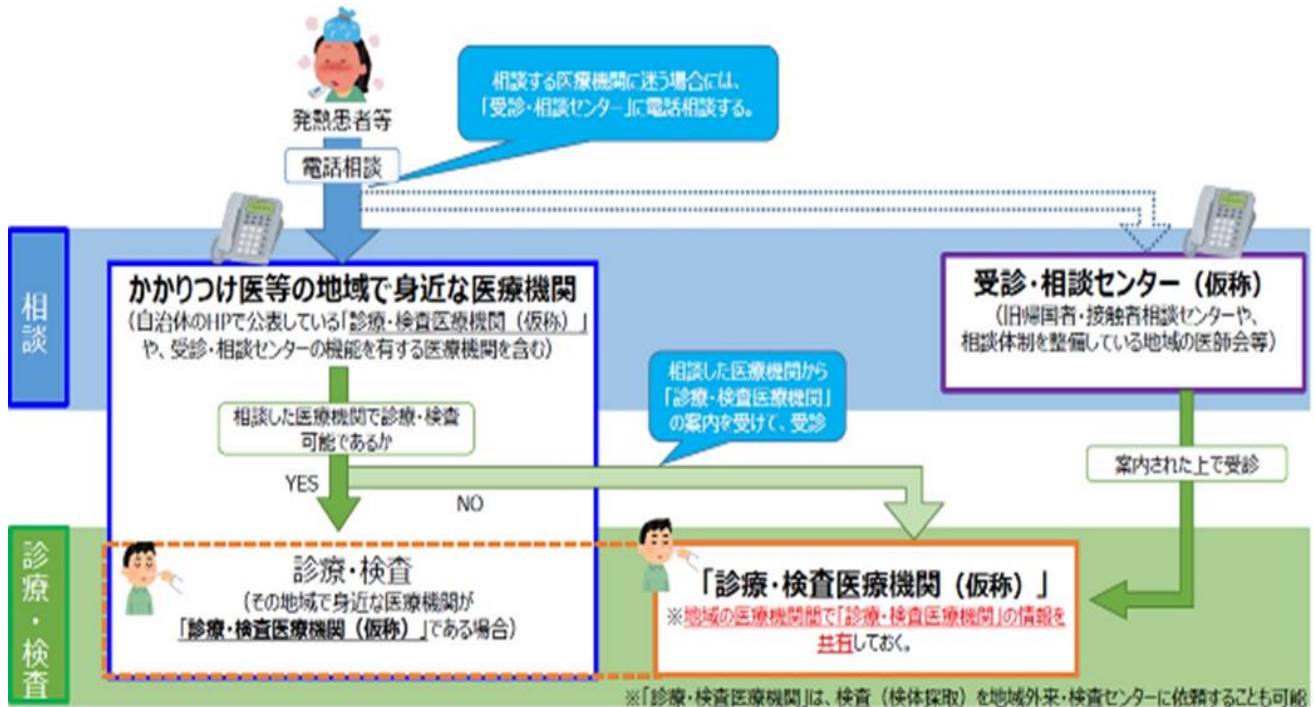
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

相談の結果、感染が疑われると判断された場合には、「診療・検査医療機関（発熱外来等）」を紹介され、そこで検査を受けることになります。

【検査のフロー】



- 各都道府県が公表している、相談・医療に関する情報や受診・相談センターの連絡先のまとめ（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

5. 大会ごとの検査について【NEW】

開催にあたっての選手および大会関係者の各種検査(PCR・抗原定量・抗原定性等)については、最新の科学的知見、医療の現状、検査体制の充実、結果の解釈や対応を含め、検討してください。

5 団体対策会議では、「ワクチン・検査パッケージの趣旨(26 ページ)」を推奨しています。

また、ワクチン・検査パッケージ制度等を導入しない場合、また **PCR 検査等を実施しない場合には、検温及び体調チェックを行うことを推奨いたします。** 検査に関する考え方については管轄ゴルフ協会の規定に従うことといたします。検査後に感染するケースもありますので、感染防止の基本対策を各自が徹底することがとても大切です。会場内では全員がマスク着用を大前提とし、マスクの非着用を認める対象者（選手・キャディ等）は、「定期的な検査」を行うものとします。

【検査に関する最新情報】

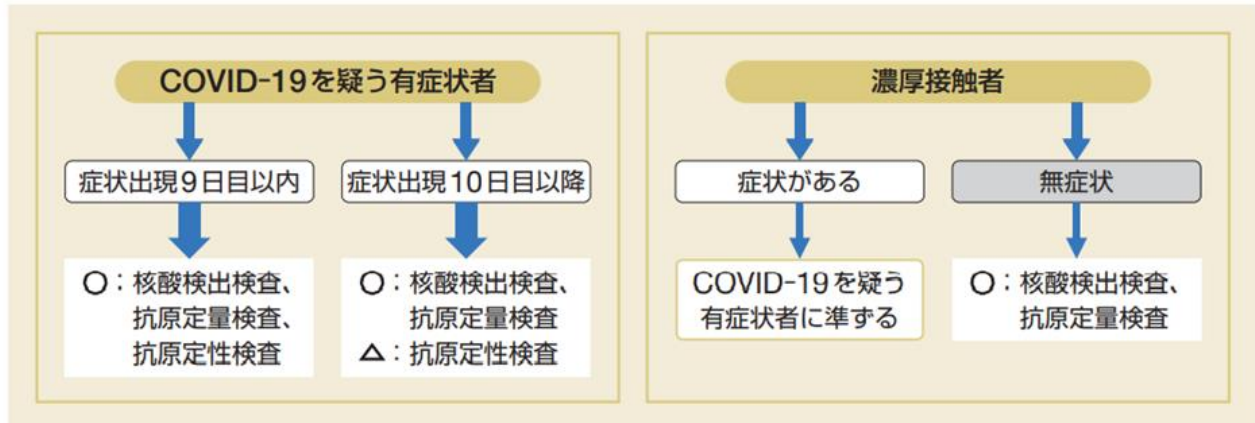
2021年10月5日版「新型コロナウイルス感染症 病原体検査の指針 第4.1版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000841541.pdf>

【抗原定性検査に関する評価】

ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、例えば、産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等積極的な活用を検討すること。

図2 検査フロー案



【オンサイト検査】

* 発熱・体調がすぐれない場合、発症者との濃厚接触の可能性のある者に対して、抗原定性検査（簡易キットによる検査）をすることは一定の効果があるものとみなしています。

有事の際には、感染を拡大させないため、また大会をスケジュールに予定通りに開催・継続するための初動対応として、オンサイト検査(抗原定性検査)の導入を推奨いたします。

但し、選手本人に対しての導入是非につきましては、選手の出場権、年間の成績等において公平を担保しなければならず、ゴルフ協会ごとの判断となること。特別規定等による定めが優先されることといたします。

* オンサイトによる簡易検査の使用については、検査の目的や対応をあらかじめ示すとともに検査の限界を正しく認識し、基本的な感染防止策を継続することとしてください。

* 使用する抗原定性検査においては、国の承認があるものをご使用ください。

「体外診断用医薬品」を、必ず使用してください。

厚労省：新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品・検査キットの承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

* 厚生労働省では、検査キット等に関して一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等を紹介しています。

<一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等 62 社、460 事業所>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

6. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について【NEW】

検査による管理（ワクチン・検査パッケージ）及び 感染防止に関する基本対策を実施することを前提として、問診票による管理は、省略可能といたします。体調の異変がある場合には、大会との関与を断ち、感染拡大しないように対策、対応をお願いいたします。管轄ゴルフ団体への報告もお願いいたします。

■ 問診票（健康状態の確認）

・事前 14 日間 省略可能（発熱、該当症状があった場合の報告は義務付ける）

* 発熱・諸症状があった者

① すぐに自主隔離し、責任者へ連絡する（大会との関与・感染を遮断）

② 受診相談センターへの連絡し、PCR 検査等を受検する

③ 濃厚接触疑い者の、健康チェック及び検査を行う

・期間中 省略可能（発熱、該当症状があった場合には会場に來ないことが大原則）

* ワクチン及び検査等で管理しない場合、毎日の検温と問診は強化する

* 選手関係者、大会関係者、招待者を含むすべての参加に、來場を控える
基準や理由を周知徹底することが重要

・事後 7 日間 省略可能

* 但し 7 日以内に発熱や健康の変化については報告を義務付ける

■ 行動記録

・事前 14 日間 省略可能

但し、陽性感染者、濃厚接触者となる場合には、行動履歴(2 日分)の報告を義務付ける。

(予め、協力を要請し、情報提供の理解を取ること)

すべての大会関係者については、日常的に検温・健康チェック・行動履歴(場所・内容・面会者等)を、各自で記録しておくように要請してください。招待者及び観客等には、來場を控えていただく基準、対策方針を周知して理解を得ておくこと。

また、検査や申請を省略することで、参加者のスクリーニング項目が減少している分、基本的な感染防止対策を徹底するようにしてください。また、接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨します。

問診及び行動記録をする際には、巻末の問診票サンプルをご活用ください。

7. 濃厚接触者について【NEW】

陽性感染者が発生した場合には、即座に保健所による濃厚接触者認定を行います。

「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者(特例例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、

「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、1m以内、15分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後**14日間**は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えてください。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています。

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後**14日間**は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

【令和4年1月14日一部改訂】

B.1.1.529 系統(オミクロン株)の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日(陽性者との接触等)から**10日間**とする。

~~*オミクロン株以外の濃厚接触者は「14日間」の待機に変更はありません。保健所の指示に従ってください。~~

【令和4年1月28日一部改訂】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

B.1.1.529 系統(オミクロン株)の流行状況に応じた対応については、今般、科学的知見や専門家の意見を踏まえ、濃厚接触者の待機期間を以下の通りと変更する。(オミクロン以外の濃厚接触者も同様とみなす)

・原則、7日間で8日目に解除

・社会機能維持者の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除という取扱いといたします。

ただし、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行ってください。

併せて、無症状患者(無症状病原体保有者)の療養解除基準についても、検体採取日から「7日間」を経過した場合には療養解除を可能といたします。濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

暫定的な濃厚接触疑い者を追跡する目的

ゴルフ関連 5 団体新型コロナウイルス対策会議では、保健所による「濃厚接触者の判定」に時間を要し、大会が中断・中止する状態となる前に、独自の濃厚接触者認定及び、疑い者の隔離を行い、万全を期して大会を継続するように努めることを決定いたしました。

目的は、保健所の判定ができるまでの空白時間における感染拡大を防ぐことです。但し、該当する場合には、状況やタイミングにより不公平が生じることもありますので、選手及び選手関係者とすべての大会関係者におきましては、該当する行為が常にならないような状態にさせていただくことが、最も重要となります。

すべての参加者の安全を守ること、大会を継続することを目的とする行動ですので、趣旨を理解の上、暫定的な濃厚接触者の追跡に協力をお願いします。

【暫定的な濃厚接触疑い者に関するゴルフ関連 5 団体基準】 *Jリーグ基準を参考に作成

以下の者を、「濃厚接触疑い者」として隔離（ホテル・自宅等で待機）することとし、保健所により濃厚接触者に該当しなかった者についてのみ会場への立ち入り、業務の再開を許可いたします。

(1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の 2 日前以降の接触を確認する

(2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、

- 選手、キャディ、通訳、コーチ、トレーナー、マネージャー、プロサービス及び選手の親族など行動を共にするすべてのサポートスタッフ等。
- ホテル、自宅等で同室の者、同じ諸室や空間で、長時間一緒にいた者等を、すべて調査します。

(3) マスク無しで、2メートル(※1)以内、24 時間以内に累積で 15 分以上会話した者

(4) 同じ車に同乗した者で、以下に該当する者

- 陽性となった者が、マスクを着けずに累積 15 分以上会話をしたときに 2 メートル(※1)以内にいた者。
ただしパーティション等で座席間が区切られている場合は該当者から外してよい

(5) マッサージ等の施術をした者・受けた者のいずれかが、下記の 1 つ以上該当する場合

- 施術した者・受けた者のいずれかが、不織布マスクをつけていなかった
- 施術した者が、施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行っていなかった
- 施術した者が、施術ごとにタオル交換や、器具消毒を行っていなかった
- こまめに換気されるか、屋外など空気の滞留のない場所で行われなかった

(6) 陽性となった者が発症日の 2 日前以降に複数人で食事をしていた場合は、外食か否かにかかわらず、原則、食事を共にした者は全員濃厚接触疑い者とみなす。

ただし、下記の条件のいずれか 1 つでも満たしていれば濃厚接触疑い者から外してよい。

- お互いの距離が 2 メートル(※1)以上離れていた
- 各席がパーティションで区切られていた
- 黙食をしていた

上記に該当する者は、主催者とゴルフ協会の指示に基づき、対応を判断することとします。但し、独自の追跡結果、また独自検査結果に関わらず、保健所による認定の判断及び結果が最優先になります。

「濃厚接触疑い者」への抗原定性検査（検査キット）による検査を行い、保健所へ報告できるようにしておくことも推奨します。

(※1) 感染状況や換気状況等において 1メートルと変更することも可とします（1m以下は不可）

8. 退院基準について【NEW】

国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきました。

そのため、以下の通り、入院や療養生活が始まってから、こうした期間が経過したかどうかと、各種検査の結果を総合判断して、元の生活への復帰が判断されることになります。

厚生労働省では、退院や療養生活を終了する際の判断基準を、以下のとおりまとめています。

【症状がある場合】

発症日＝症状が出現した日から、10日以上かつ症状軽快後72時間経過後

（または症状軽快後24時間以上空けて2回PCR等の検査を行い、陰性だった場合）に療養解除となります。

【症状がない場合】

検体採取日から7日経過後に療養解除となります。

【無症状者が療養途中で、症状が出た場合】

当初無症状の人であっても、途中で症状が出現してしまったら、発症から10日間は感染性があるとされているため、発症日が起算日になります。

※療養解除については、保健所の指導に従ってください。

※療養解除基準は変更される可能性があります。

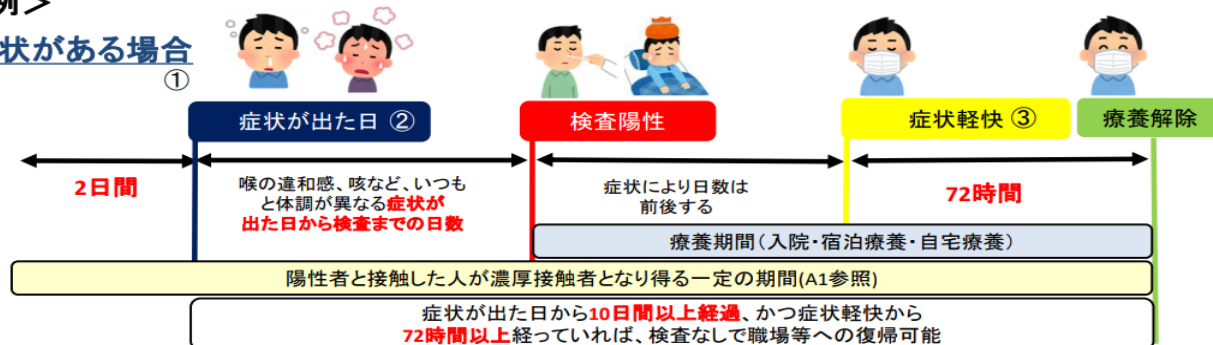
●新型コロナウイルス感染症陽性だった場合の療養解除について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000814817.pdf>

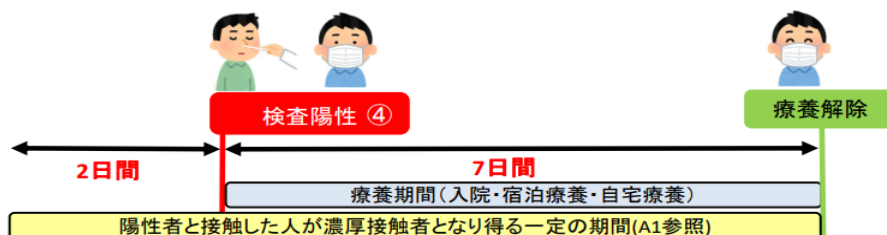
新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

<例>

症状がある場合



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が開始した日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

(参考)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf>

* 厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般向け)

「陽性になって入院や療養をした場合、どうなったら元の生活に戻れますか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html#Q5-4

9. ワクチン・検査パッケージ制度について【NEW】

新ガイドラインでは、「**ワクチン・検査パッケージ制度**」を推奨し、安心・安全な環境整備を優先するとし、**万一「感染者」や、家族や友人等の「外部感染者との接触疑い者」等が発生した場合においても、「行動管理及び接触状況の速やかな把握」や、「確認検査による該当者の遮断」を行うことで、大会を中止・中断することなく継続することを目的**とします。また、**発熱者が「感染症以外の理由による発熱」と判断できることにより、熱中症などの治療にもスムーズに取り組むことが可能**になります。

但し、感染状況により「ワクチン・検査パッケージ制度」を停止する場合があります、その場合には「対象者全員検査」により制限を解除するという対応もあります。また政府が「ワクチン・検査パッケージ制度」停止を判断した場合でも都道府県知事の判断により適用する場合があります。開催自治体の判断によりますので、安全計画策定の際に確認の上でお進めください。制度を利用する場合には、申請書が必要になりますのでご注意ください。

*** 2022年2月22日現在「ワクチン・検査パッケージ」は運用停止されており、「対象者全員検査」が採用されています。**

【参考資料】

ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf

【参考】ワクチン・検査パッケージ制度について

2022年1月19日 基本的対処方針より抜粋

日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、政府は、都道府県と連携しながら、**ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組を推奨**する。このため、政府は、都道府県が、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象としたワクチン・検査パッケージ又はそれ以外の者も対象とした対象者全員検査等の検査を令和4年3月末まで予約不要、無料とできるよう支援を行う。

また、都道府県は、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請するものとする。この場合において、都道府県はあらかじめ政府と協議するものとする。政府は、都道府県が当該要請に基づき検査を受検した者については、検査費用を無料とすることができるよう支援を行う。

ワクチン・検査パッケージ制度とは

緊急事態措置、まん延防止等重点措置下で、導入することにより、課せられる開催制限が解除することが可能になることが承認されている。

- 導入する場合 ワクチン・検査パッケージ制度を使用する際には、都道府県への登録が必要イベント開催制限の撤廃
「食事」は、第三者認証制度を取得した飲食店であれば人数制限がなくなる。
- 導入しない場合 50%等での開催など、定められた制限の範囲で行う。

【ワクチン・検査パッケージ制度】

1. ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを活用する。本要綱は、ワクチン・検査パッケージの活用により行動制限を緩和する制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」）を施行するに当たり必要となる基本的な事項を定めるものである。

2. ワクチン・検査パッケージ制度の定義・要件

- (1) 飲食店やイベント主催者等の事業者（以下「事業者」）が、入店者・入場者等の利用者（以下「利用者」）のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する。
- (2) 行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、別に定めるところにより、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録すること。
- (3) 事業者は、利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めること。
利用者がワクチン接種歴か検査結果のどちらか一方しか選択できないとすることは、ワクチン・検査パッケージに該当せず、行動制限の緩和の適用対象とはならないこと。
- (4) 検査については、事業者が事前検査か当日現場検査のいずれか、又は両方を選択できる。

3. ワクチン・検査パッケージ制度の適用範囲

- (1) ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」）に基づく「飲食」、「イベント」、「移動」の行動制限を緩和する場合における具体的内容は、次のとおりである。
 - ・「飲食」については、第三者認証制度の適用事業者における利用者の人数制限を緩和し、制限なしとする。

- ・「イベント」については、感染防止安全計画を策定し都道府県の確認を受けたイベントの収容人数の上限を緩和し、収容定員までとする。
 - ・「移動」については、不要不急の都道府県をまたぐ人の移動について、国として自粛要請の対象に含めないこととする。
- (2) 都道府県知事は、地域の感染状況により、あらかじめ国と協議の上、(1)と異なる取扱をすることができる。
- (3) 「学校等」の活動については、引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージ制度は適用しない。ただし、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動へのワクチン・検査パッケージ制度の適用等について、文部科学省において別に定める。
- 学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいう。
- (4) ツアーや宿泊施設へのワクチン・検査パッケージ制度の適用の詳細については、観光庁において別に定める。
- (5) 仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがある。

4. 民間事業者等によるワクチン・検査パッケージの活用

- (1) 政府及び都道府県による行動制限の緩和とは関係なく、民間事業者や施設設置者等が自社の提供するサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは、原則として自由であり、特段の制限を設けない。
- 店舗への入店や会場への入場に当たってワクチン接種歴や検査結果の提示を求めることも考えられる。ただし、
- ・ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）など個別法においてサービスの利用制限の排除について定めている場合には法違反とならないようにすること
 - ・ また、公共的なサービス等においては、国民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多いことから、より一層の慎重さが求められることに留意する必要がある。
- (2) 民間事業者等がワクチン・検査パッケージの名称を用いる場合には、2.(3)を満たすとともに、5. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法を準用することが望ましい。

5. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法

(1) ワクチン接種歴

① 確認内容

- ・ 事業者は、予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認する。予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可とする。
- ・ 上記の確認の際には、身分証明書等により本人確認を行う。

- ・接種証明書には、電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等を含む。
- ・外国政府等の発行した接種証明については、別に定めるワクチンであり、氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数のすべての事項が日本語又は英語表記されているものに限り、可とする。

② 有効期限

- ・上記の確認に用いる予防接種済証等の有効期限は当面定めない。

(2) 検査結果

検査結果については、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）が推奨される。無症状者（本人が症状に気づかない場合を含む）に対する抗原定性検査は、確定診断としての使用は推奨されないが、無症状者の感染者のうちウイルス量が多いものを発見することにより、場の感染リスクを下げうとの考え方に基づき、事前に PCR 検査等を受検することができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能とする。これらの確認内容・方法等は以下のとおりとする。

なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要とする。（6歳以上～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要。）

i) PCR 検査等の検査結果の確認

① 確認内容

- ・事業者は、PCR 検査等について、医療機関又は衛生検査所等（厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。）が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。その際には、身分証明書等により本人確認を行う。
- ・結果通知書等には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限を記載する。

② 有効期限

- ・上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とする。

③ 検査に関するその他の事項

- ・検査に使用する検体は、鼻咽頭ぬぐい液又は唾液とし、検査試薬については、薬事承認等されたものを使用する。

ii) 抗原定性検査の検査結果の確認

① 検査の実施方法

- ・抗原定性検査は、利用者が、これに対応する医療機関又は衛生検査所等で検査を受ける場合のほか、事業者等が設けた場所において、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行いながら、検査キットを用いて実施することも可能とする。
- ・その場合の実施方法の詳細・留意点は、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性

検査の実施要綱」に示すので、これに従い適切に実施する。

② 確認内容

- ・ 事業者は、検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。
- ・ 結果通知書には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、使用した検査キットの製品名、検査日、事業所名、検査管理者氏名、有効期限を記載する。
- ・ なお、イベント等の開催場所等において、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、入場させるためにのみ用いる等の場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しない。ただし、検査結果の陰性を確認した者であることが分かるよう必要な工夫を行う。

③ 有効期限

- ・ 上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とする。

④ 検査に関するその他の事項

- ・ 検査キットは、薬事承認されたものを使用する。
- ・ 事業者は、事業者が実施する検査において陽性判明した利用者については、入場又は入店させず、医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして受診につながるよう必ず促す。
また、受診させる場合の移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるよう案内することなど、前もって対応を決めておく。
検査結果が陰性であった利用者についても、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではないことを伝えるとともに、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等）を徹底させる。

6. その他

- ① ワクチンの感染予防効果にも限界があり、ワクチンを接種したとしても感染する、いわゆるブレークスルー感染が一定程度生じる。
そのため、ワクチン・検査パッケージを活用した場合においても、ワクチン接種済者からワクチン未接種者への感染等の可能性が完全に排除されているものではないことに留意する必要がある。今後、ワクチンの3回目接種の状況を踏まえて、ワクチン・検査パッケージ制度におけるワクチン接種歴の確認に用いる予防接種済証等の有効期限を検討する。
- ② 検査に要する費用の取扱は、別に定めるところによる。
→2022年3月までの無料化を予定している。今後の案内をお待ちください。
- ③ 本要綱に定めるもののほか、ワクチン・検査パッケージ制度の実施に当たり必要な事項は別に定める。→今後の案内をお待ちください。
- ④ ブレークスルー感染等の感染の状況や最新の科学的知見等を踏まえながら、ワクチン・検査パッケージ制度の在り方や運用等について、引き続き、検討する。

注釈：本ガイドラインでは、トーナメント（ツアー競技）開催を前提とした感染症対策について記しています。非興行型のアマチュア向けの競技会やプロフェッショナルも参加する予選会など、非興行型で比較的小規模の競技会などに適用する対策について、（公財）日本ゴルフ協会にてまとめられています。身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの徹底など8項目の基本的感染症対策を改めて示すとともに、感染予防対策、選手や関係者に感染が疑われる方が出た場合の対応、ゴルフ競技会における開催の基本方針を掲載しています。準ツアー競技、予選会、資格認定テスト等開催時の参考にご参照ください。

【日本国内の小規模ゴルフイベント（非興行型のアマチュアイベントやプロも参加する予選会を含む）における新型コロナウイルス感染症に対する具体的な運用事例について】

http://www.jga.or.jp/jga/html/jga_data/02KYOUGI_NEWS/2020_KYOUGI/ama_covid19_unyojirei.pdf

（公財）日本ゴルフ協会 2020年5月29日

V. トーナメントの開催基準【NEW】

1. 開催判断基準

- ① 政府及び自治体の見解、定められる対策と開催制限等を遵守
- ② 大会開催地自治体の状況を鑑み、感染拡大防止に協力する
- ③ 選手の状況及び動向
- ④ 他のスポーツの動向
- ⑤ ツアー全体の状況

2. 開催準備を始めるまえに（前提条件）

主催者とゴルフ協会の意思統一が取れていることを前提に、以下を整えることが重要となります。

- ① 開催県知事や開催市町村長等の自治体の承認がしっかりと取れていること。（必要な申請手続き）
- ② 開催期間中、医療従事者（医師や看護師）のスタンバイまたは、近隣の病院との連携が出来ていること。
- ③ 本ガイドラインに基づき、万全の予防対策、選手、キャディ、関係者及び観客を含むすべての入場者の健康チェックを行うこと。

※保健所との連携につきましては、自治体に相談した結果(指導内容・注意内容等)をふまえた計画書やマニュアルを共有しておくことを推奨いたします。

（注意：保健所は、「イベントに関する指導」をする機関ではありません。イベント開催を報告しておくことが重要、その際に医療の状況や注意事項等があれば、その内容をイベント開催に活かすことが重要です。）

3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準【NEW】

「安全計画策定の準備、開催都道府県への提出」をトーナメント開催の前提といたします。

開催都道府県に対して提出し、指導・指摘を改善した前提で開催をお願いします。

動員計画が5,000に満たない場合（都道府県への安全計画策定が不要な場合）でも、対策の考え方や準備に関しては、同様のレベル・求められる対策、求められている「チェックリストのHPでの公表」等をお願いいたします。

.....

イベント開催等における感染防止安全計画等について

1. 安全計画について

(1) 概要（別紙1を参照）

参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベント（※1、2、3）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。

安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等が HP 等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。なお、全国的な移動を伴うイベント又は 1,000 人超のイベントを対象に実施していた事前相談は行わなくてよい。

（※1）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては 5,000 人超のイベント。

（※2）参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が 5,000 人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

（※3）「イベント」には緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域における遊園地等の集客施設を含み、「イベント主催者等」には当該施設の管理者を含む。

(2) 感染防止策の項目（別紙2参照）

以下の①～⑦の項目について、具体的な感染防止策を安全計画に記載する。なお、各都道府県において、各地域の感染状況等に応じて、項目を追加することは差し支えない。

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底等

② 手洗、手指・施設消毒の徹底

こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底等

③ 換気の徹底

法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気の徹底

④ 来場者間の密集回避

入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施等

⑤ 飲食の制限

飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底等

⑥ 出演者等の感染防止策

有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理の徹底等

⑦ 参加者の把握・管理等

入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握、直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起等

(3) 略

(4) ワクチン・検査パッケージ制度の適用について

緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域において、ワクチン・検査パッケージ制度を適用して、人数上限を収容定員までとすることを希望する場合は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）及び「ワクチン・検査パッケージの実施に係る留意事項等について」（令和3年11月19日事務連絡）に基づき、適切に実施すること。その際、安全計画において、以下の2点を記載することとする。

① 検査方法（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前送付、現地検査等の実施の有無等）

② 「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」の確認方法

・ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf

・ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/kougenteisei_jisshi.pdf

・ワクチン・検査パッケージの実施に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_ryuuijikou.pdf

2. 都道府県及び府省庁における対応事項

(1) 都道府県

【通知後速やかに】

○ 安全計画、チェックリスト及び結果報告書について、それぞれ別紙4、5、6のとおりフォーマット等を作成したため、各都道府県において、適宜追記・修正の上、速やかにHP等に掲載・公表し、イベント主催者等が資料を電子媒体で提出できるよう、メールアドレス等の連絡先を設け、公表すること。

【事務手続】

① 本事務連絡の内容について、広く周知を行い、安全計画の策定を希望するイベント主催者等（※1）が、イベント開催日の2週間前までを目途に都道府県に提出する（※2）よう促すとともに、提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることのないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から都道府県に連絡・相談するよう促すこと。なお、イベント主催者等がチケット販売を見据え、時間的余裕をもって安全計画を提出し得ることに留意し、都道府県は、イベント開催の2週間前よりも前に提出があった場合にも、原則、提出があった時点で、受け付けること。

（※1）イベント主催者等は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府省庁への共有を行うこと。

（※2）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。

② 安全計画の内容について、以下の点の確認を行い、感染防止策として不十分であると判断した

場合は、イベント主催者等に対して必要な助言等を行う（※）こと。その際、イベント主催者等の事情に配慮し、安全計画提出後、原則1週間以内を目途に連絡すること。提出後に計画の変更があった場合においても、可能な限り柔軟に対応を行うこと。

（※）本事務連絡2（2）②の「問題が発生したイベント主催者等」から提出された安全計画については、十分に確認すること。

<確認事項>

- 基本的感染防止策の全項目にチェックが入っているか。
- 項目ごとに具体的に記述された内容が、以下の観点を参考に、有効かつ実現可能なものとなっているか。

(観点)

- ・イベントの規模に対する妥当な感染防止策の規模か。
(例：消毒液設置数や誘導スタッフの数、参加見込者や出入口数に見合った分散入退場の計画(分割単位や開場時間等)が妥当か)
 - ・有効な感染防止策となっているか。
(例：チェックした項目に対して妥当な対策となっているか)
 - ・計画だけでなく実効性が担保された感染防止策となっているか。
(例：イベント前後やイベント中に確実に実行できる内容か。)
 - ・イベントや利用施設に固有のリスクがある場合、それらのリスク分析や対策がなされているか。
(例：大声での応援等が起り得るイベントを想定した大声抑止策や換気設備、開催スケジュールを考慮した換気の計画となっているか)
 - ・ワクチン・検査パッケージ制度を適用する場合は、具体的な確認方法について、実行可能性が十分か。
(例：利用見込者数に対して十分な受付窓口やスタッフ数、受付時間があるか)
 - ・有識者から助言を受けている場合は、その助言内容を踏まえた感染防止策となっているか。
- ③ ワクチン・検査パッケージ制度を適用するイベント（※）について、イベント主催者等は、その旨を明記した安全計画を提出することによって、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録したとみなすこととし、都道府県は登録のあったイベント主催者等の一覧をホームページ等で公表するなど、利用者に周知すること。
- （※）都道府県はその他の都道府県での開催を想定した安全計画を確認する場合においても、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施する旨の公示に備え、原則、緊急事態措置等の目安(10,000人等)を超える入場者に対しては、ワクチン・検査パッケージ制度を適用するようイベント主催者等に促すこと。ただし、公示後にワクチン・検査パッケージ制度の実施に関する記載の追記等を行うことも可能とし、仮にワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合の対応が記載されなかったとしても、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を求めること。
- ④ イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書を都道府県に提出する（※）ようイベント主催者等に対して促すこと。
- （※）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には一括して提出可。
-

必要な書類については、都道府県ホームページ、もしくは以下の事務連絡から入手することができます。

・都道府県ホームページ（サンプル：沖縄県）＊開催都道府県の該当ページをご参照ください。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>

送付先の、メールアドレスも案内されています。（メールにて提出する形式）

・イベント開催等における感染防止安全計画等について（令和3年11月19日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku.pdf

「感染防止安全計画」の概要

別紙1

- 「感染防止安全計画（以下「安全計画」）」は、参加人数が**5,000人超かつ収容率50%超のイベント**（※）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が**具体的な感染防止策を検討・記載**し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、**感染防止策の実効性を担保**するもの。
- イベント開催後、主催者等は結果報告書を都道府県に提出。問題発生時は都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は所管する業界等に対し原因究明や改善策を求めるなど、PDCAサイクルを確立。
- 安全計画の作成・実施を条件に、**人数上限等の制限を一定程度緩和**する。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。

安全計画	
対象となる イベント参加人数	5,000人超かつ収容率50%超
必須	<p>□ 安全計画提出（※1、2）</p> <p>□ 結果報告提出（※3）</p> <p>（※1）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。</p> <p>（※2）緩和後の人数上限を超える場合は、安全計画の中にワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る手順等を盛り込むこととする。</p> <p>（※3）原則提出。（同様のイベントを実施する場合は一括して提出可。ただし問題発生時に速やかに提出。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（基本的対策例）</p> <p>➢ マスク着用の徹底</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（安全計画）記述欄 観戦区画ごとに警備員を〇名配置し、マスク未着用者を個別に注意。程度に応じて退場。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>基本的対策の内容を業種別ガイドライン等を参考にしつつ、具体的に記述し、必要に応じて専門家に確認する</p> </div> </div>

<補足①> 収容率100%（大声無し）とする場合の取扱い

「5,000人超かつ50%超のイベント：安全計画策定、それ以外のイベント：チェックリスト公表」で担保

（※）収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とするなど、厳しい措置を講じる。

<補足②> 安全計画を策定しないイベントの取扱い

チェックリスト公表。問題が発生した場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出。

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
①飛沫の抑制 (マスク着用 や大声を出 さないこ と)の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスクの正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>*大声を「観客等が、②通常よりも大きな声量で、③反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>*大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>*飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>*適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>	<p>○マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <p>・マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）。</p> <p>・応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。</p> <p>・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底のための実施計画。</p> <p>○新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫（演者からの呼びかけ等）</p>
②手洗、手指 ・施設消毒 の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>	<p>○具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の計画の検討・実施</p> <p>○施設内の消毒（箇所・頻度等）の計画の検討・実施</p> <p>○アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底</p> <p>*室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>*屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>*必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>	<p>○各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施</p> <p>・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気計画の策定。</p> <p>・CO2測定装置による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施。</p> <p>・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
④来場者間の 密集回避	<p>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p>*入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p>□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p>*「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p>	<p>○開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導計画</p> <p>○密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画</p> <p>○CO2測定装置等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導</p> <p>○収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫</p>
⑤飲食の制限	<p>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p>□食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p>*発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p>□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>	<p>○飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策の策定</p> <p>○飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施</p> <p>○安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

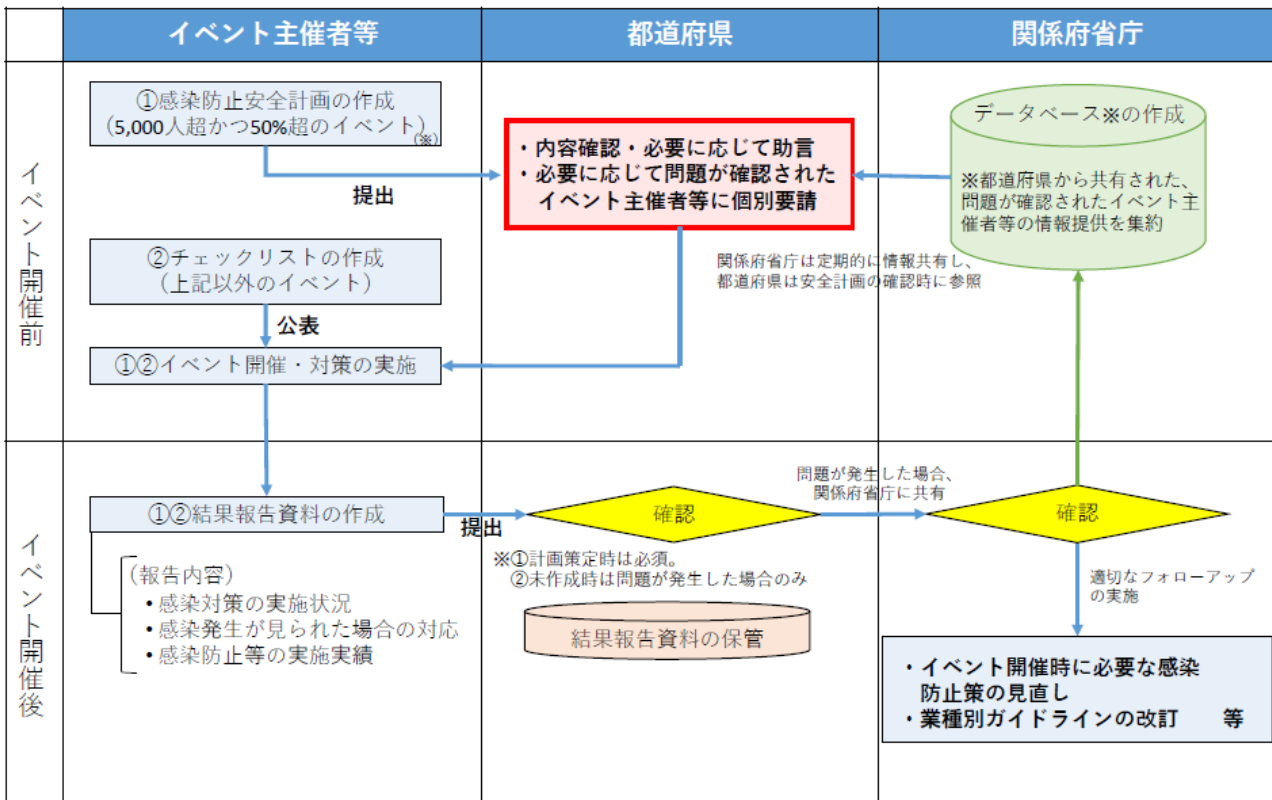
別紙2

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑥ 出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討 ・ 出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。 ・ 健康アプリの活用等。 ○ 出演者やスタッフ等と観客の接触防止策（動線計画・ファンサービスの自粛等）の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ
⑦ 参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> □ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 * 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 * 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □ 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 * チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □ 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ○ チケット購入時の参加者の連絡先把握 ○ COCOAや各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討） ○ 直行・直帰等のイベント前後の感染対策に関する具体的な措置 ・ 会場での直行・直帰の呼びかけ。 ・ 警備員による公共交通機関への誘導等。 ○ 検温・検査実施のための体制・実施計画 ○ 有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

別紙3



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。

安全計画のフォーマット（例）です。様式を指定するものではなく、各都道府県において適宜、修正・加工し、計画策定に活用いただきますようお願いいたします。

別紙4

感染防止安全計画

1. 開催概要 ※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限)	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	いずれかを選択 (いずれも大声がないことを前提)	
収容定員	〇〇,〇〇〇人	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
ワクチン・検査パッケージ制度の活用	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和 <input type="checkbox"/> まん延防止等重点措置区域：人数上限 20,000 人を収容定員まで緩和	
その他特記事項		

(※) 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

【機密性2情報】

2. 具体的な対策

①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

<チェック項目>

飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる
(※) 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

<具体的な対策>

<記載項目（例）>

> マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施

- マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）。
- 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。
- 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底のための実施計画。

> 新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫（演者からの呼びかけ等）

(記載欄)

(1) ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

開催自治体と協議の上で策定した「感染防止安全計画」及び、「基本的感染症対策①～⑦」をチェックリストとして、大会前後及び期間中において、常にPDCAが適切に回る仕組みを構築してください。

いずれにも記載のない状況の場合には、「業種別ガイドライン」を参考にし、定めのない事項で迷う場合には、安全と思われる方を選択してください。

* 安全計画は、5,000人以上のイベントの場合を対象としています。5000人以下を上限とする場合には、都道府県のほうで、内容を確認していただけない場合がありますので、開催自治体との調整が必要になるかと思しますので、念のため御留意ください。

ゴルフ関連5団体対策会議としましては、座席のないイベントとしての弱点並びに対策の限界を補うために5000人以下での開催でありましても、「安全計画策定」で求められる対策レベルにて、安全・安心に大会をご準備いただきたく、「安全計画策定」をお願いしております。

4. 開催制限人数について【NEW】

【政府 警戒レベル新分類】

新型コロナウイルス感染症の警戒レベルが、新たに「**5段階のレベル**」に改められました。

警戒レベルが「**2**」→「**3**」に近づくにつれ、「**緊急事態宣言**」や「**まん延防止等重点措置**」が発令される可能性が高まります。イベント開催にも収容人数や収容率に制限がかかりますので、各大会の開催を迎える前の、手配・対応の変更、参加者への案内等の対応をお願いいたします。

新型コロナ 5段階の新「レベル」分類

レベル	状況	想定される主な対策
4 避けたい	一般医療を大きく制限しても コロナ医療に対応できない 第5波での医療ひっ迫状況	・「災害医療」的な対応として 国が都道府県の支援・調整
3 対策を強化	一般医療を相当制限しなければ コロナ医療に対応できない	・「緊急事態宣言」や 「まん延防止等重点措置」 ・飲食店やイベントの制限 ・集中的な検査やワクチン接種
2 警戒を強化	新規陽性者が増加傾向 病床増で対応できている	・感染リスクが高い行動の 回避を呼びかけ ・保健所の体制強化 ・段階的な病床確保
1 維持すべき	一般医療とコロナ医療に 対応できている	・基本的な感染防止策 ・ワクチン接種の推進
0 感染者ゼロ	新規陽性者がゼロ	

※各レベルは都道府県が判断。レベル2から3への移行は「3週間後に確保病床数が埋まる」「病床使用率などが50%を超えた」といった指標を中心に行う

■ イベント開催制限変更（2022年2月18日付）【NEW】

* 座席を指定できないイベント（ゴルフトーナメント）は、人と人との距離が基準となります。

別表にて、基準を定めています。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域		収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 地域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	20,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注5）（注6）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注5）（注6）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注3）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注4）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注5）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする

（注6）都道府県の判断により、対象者全員検査等の活用を行わないことも可能。重点措置地域においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することも可能

【前提】

人数の制限等においては、観客のみとする場合、関係者も含む場合等、自治体により異なりますので必ず確認の上で、設定及び管理をお願いいたします。

* 本ガイドラインでは、「観客及び招待者」が、制限人数に含まれるものと考えています。

* 大会に関係する企業及び関係者は、大会を運営する側(感染対策を管理・監督する側)として制限人数には含まないと考えています。

【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】＊2022年開催基準＊

警戒レベル(政府)	緊急事態措置・重点措置 発令なし		重点措置区域		緊急事態措置区域	
	安全計画策定 (注1)	その他 安全計画を策定しない イベント	安全計画策定 (注1)	その他 安全計画を策定しない イベント	安全計画策定 (注1)	その他 安全計画を策定しない イベント
人数上限(注3)	収容定員まで	5,000人 又は収容定員 50% の いずれか大きい方	20,000人 (対象者全員検査によ り、収容定員まで追加 可) (注5)(注6)	5,000人	10,000人 (対象者全員検査によ り、収容定員まで追加 可) (注5)(注6)	5,000人
収容率(注3)	100%(注2)	大声無し：100% 大声あり：50%	100%(注2)	大声無し：100% 大声あり：50%	100%(注2)	大声無し：100% 大声あり：50%
時短	なし	なし	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)

※遊園地など集客施設等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。
 (注1) 参加人数が 5,000人超かつ収容率 50% 超のイベントに適用 (緊急事態措置区域、重点措置 区域 においては、5,000人超)
 (注2) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
 (注3) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度 (両方の条件を満たす必要)
 (注4) 都道府県 知事の判断により要請を行うことも可能
 (注5) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする
 (注6) 都道府県の判断により、対象者全員検査 等の活用を行わないことも可能
 重点措置区域 においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することも可能

【重要】 ワクチン・検査パッケージ等の緩和政策は、現在「停止」されています。政府・開催自治体が定めて計画・準備をお願いいたします。
 「感染防止安全対策を策定」する際に、開催自治体の指示に従うようにお願いします。

新しい警戒レベル ＊開催都道府県の基準を適用	今回の新たな提言ではレベルを5つに分類するが、具体的に目指すべきは、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況 (レベル1) であり、その維持のためには、以下(1)-(3)の対策を進める必要がある。 (1) ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施 (2) 医療提供体制の強化 (治療薬へのアクセス向上を含む) (3) 総合的な感染対策の継続 ①個人の基本的感染防止策 ②検査体制の充実及びサーベイランスの強化 (国民の感染状況把握のための抗体検査等) ③積極的疫学調査の徹底 (感染源調査及びワクチン・検査の戦略的実施等) ④様々な科学技術の活用 (二次元バーコード (QRコード)、COCOA、健康観察アプリ、二酸化炭素濃度測定器 (CO2モニター) 等) ⑤飲食店の第三者認証の促進					
	(5段階)	レベル0 (感染者ゼロレベル) ～レベル1 (維持すべきレベル)	レベル2 (警戒を強化すべきレベル) ～レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル3 (対策を強化すべきレベル) ～レベル4 (避けたいレベル)		
(状況)	【レベル0】 新規陽性者数をゼロに維持できている状況。 【レベル1】 一般医療とコロナ医療が対応できている状況。	【レベル2】 新規陽性者数の増加傾向で医療の負荷が生じ始めているが、病床増で対応できている。 また、【レベル3】に近づきつつある状況 (自治体ごとの判断により異なる)	【レベル3】 一般医療を相当程度制限しなければ、コロナ医療に対応できない 【レベル4】 一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない 【第5波での医療ひっ迫状況】			

【制限・対策検討目安】
 以下は、ガイドラインで示す基本対策の実施を前提として、推奨する基本的な考え方になります。
 「安全計画」を策定し、開催自治体からの指導に基づき事業計画 (人数制限及び対策) を決定する。
 換気能力による増減、自治体や保健所からの指導があれば変更してください。＊飲食・喫煙等、マスクをはずす場合は要注意です。
 ギャラリー送迎バスの乗車率を高めるためには、「基本的な感染防止策に加えてマスク着用・発声制限・換気」、ギャリースタンドの利用率を高めるためには、「基本的な感染防止策に加えてマスク着用(飲食禁止)・声援無し」などの工夫をお願いします。

人と人の距離(移動「少」) ＊マスク着用・発声制限・換気	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	十分な距離(1m)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	十分な距離(1m)
人と人の距離(移動「多」) ＊マスク着用・発声制限・換気	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	十分な距離(1~2m) 人数制限・導線・時差利用	十分な距離(1m)	十分な距離(1~2m) 人数制限・導線・時差利用
屋内(マスク着用・発声「無」) ＊クラブハウス等	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	100% (遮蔽/導線の条件次第)	100% (遮蔽/導線の条件次第)	100% (遮蔽/導線の条件次第)
屋内(マスク着用・発声「少」) ＊関係者控室/ロカールーム/浴室等	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	100% (遮蔽/導線の条件次第)	100% (遮蔽/導線の条件次第)	距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限
屋内(マスク着用・発声「多」) ＊インタビュー/ボランティア本部等	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	100% (遮蔽/導線の条件次第)	距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限	距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限	要注意 更に対策強化・人数制限
屋内(マスク非着用・飲食) ＊レストラン/喫茶エリア/関係者食堂	第三者認証制度(感染防止)を 参考とした座席配置及び対策	第三者認証制度(感染防止)を 参考とした座席配置及び対策	距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限	距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限	要注意 更に対策強化・人数制限	要注意 更に対策強化・人数制限
屋外(マスク着用・発声「無」) ＊観戦スペース	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	100% (遮蔽/導線の条件次第)	100% (遮蔽/導線の条件次第)	100% (遮蔽/導線の条件次第)
屋外(マスク着用・発声「少」) ＊観戦スペース(声援)	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	100% (遮蔽/導線の条件次第)	100% (遮蔽/導線の条件次第)	距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限
屋外(マスク着用・発声「多」) ＊レッスン会/物販/オークション等	通常(100%) 当面選手との接触禁止	通常(100%) 当面選手との接触禁止	100% (遮蔽/導線の条件次第)	距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限	距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限	距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限
屋外(マスク非着用・飲食) ＊ギャラリーブレイク(コンセッション)	第三者認証制度(感染防止)を 参考とした座席配置及び対策	第三者認証制度(感染防止)を 参考とした座席配置及び対策	注意 更に距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限	注意 更に距離確保又は同一方向 半数目安の人数制限	要注意 更に対策強化・人数制限	要注意 更に対策強化・人数制限
＊注意事項 (すべて共通)	悪天候による中断時など、収容率を超える場合には、「マスク着用・会話の禁止・人の向き・換気」など対策強化をお願いします。					

警戒レベル(政府)	緊急事態措置・重点措置 発令なし		重点措置区域		緊急事態措置区域	
	安全計画策定 (注1)	その他 安全計画を策定しない イベント	安全計画策定 (注1)	その他 安全計画を策定しない イベント	安全計画策定 (注1)	その他 安全計画を策定しない イベント
ゴルフ(プレー)	○	○ (3密防止など基本的対策)	○ (3密防止など基本的対策)	○ (3密防止など基本的対策)	○ 【ショット以外マスク着用】 (3密防止など基本的対策)	○ 【ショット以外マスク着用】 (3密防止など基本的対策)
飲食(食事・ソフトドリンク)	○ (マスク会食・飛沫対策・会話抑制)	○ (マスク会食・飛沫対策・会話抑制・時短)	○ (マスク会食・飛沫対策・会話抑制・時短)	△ 注意	▲ 嚴重注意	▲ 嚴重注意
	施設及び対策は「第三者認証制度」を遵守		施設及び対策は「第三者認証制度」を遵守 *選手は別席を推奨		施設及び対策は「第三者認証制度」を遵守 *選手は別席を推奨	
飲酒(アルコール)	○	各社判断 (「提供制限」を推奨)	各社判断 (「提供制限」を推奨)	各社判断 (「提供中止」を推奨)	各社判断 (「提供中止」を推奨)	× 提供禁止
	選手の同席時は「禁止」を推奨(各団体判断)		選手の同席時は「禁止」を推奨(各団体判断)		選手の同席時は「禁止」	
コミュニケーション(接触・会話)	○	○ (飛沫対策・会話抑制)	○ (飛沫対策・会話抑制)	△ 注意	▲ 嚴重注意	× 限りなく抑制
選手関係者 *管轄ゴルフ協会規定に準じる	○	○	*管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる		×(通訳除く)	×(通訳除く)
協会発行ID *管轄ゴルフ協会規定に準じる	○	○	*管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる		(メディア・プロサービス限定)	(メディア・プロサービス限定)
メディア *管轄ゴルフ協会規定に準じる	○	○	1社1名等 特別取材規定適用	1社1名等 特別取材規定適用	1社1名等 特別取材規定適用	代表幹事のみ等 特別取材規定適用
記者会見 *管轄ゴルフ協会規定に準じる	○	○ 飛沫防止対策	リモート会見	リモート会見	リモート会見	リモート会見
競技運営 *管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる	○ 当面、ガイドライン遵守	*管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる				
公式記録/参考記録 *管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる	○	*管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる				
表彰式 *管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる	○ 当面、ガイドライン遵守	○ ガイドライン遵守	○ ガイドライン遵守	○ 非接触/簡素化	○ 非接触/簡素化	○ 非接触/簡素化
<p>◎感染力が高いオミクロン株等の変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策の検討してください。</p> <p>◎感染リスクが高まる「5つの場面」を参考に、該当する場面がないように対策準備をお願いします。</p> <p>◎マスクを外す場面には細心の注意と対策(飲食は黙食・会話は正しくマスク着用等)をお願いします。</p> <p>◎すべての対策と判断は、「大会を継続すること」、「クラスターを発生させないこと」であることを、主催者とすべての参加者が、相互に理解することが重要となります。</p>						
プロアマ(プレー)	○ 当面、ガイドライン遵守	○ ガイドライン遵守	○ ガイドライン遵守	○ ガイドライン遵守	○ 組数50%削減等を推奨 県外移動自粛等を考慮	△ 県外移動自粛等を考慮
プロアマ(クラブハウス)	○ 当面、検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	△ 個食・黙食・換気 飛沫対策・時間短縮	×
プロアマ(朝食)	○	○	ゴルフ場での朝食を設定しないことも有効(接触機会の削減)		選手の間隔については PCR検査・ワクチン接種 状況等で実施判断	×
プロアマ(プレー中 軽食)	○ 当面、検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 換気・距離・飛沫対策 会話・握手等接触禁止	○ 換気・距離・飛沫対策 会話・握手等接触禁止	マスクを外すリスクを 十分に考慮の上 ご検討ください。	×
プロアマ(表彰式)	○	△ (着席・飛沫対策)	△ (着席・飛沫対策)	△ (着席 喫茶のみ10分)		×
前夜祭(着席)	○ テーブル定員100% 当面、検温・体調確認 感染防止策を継続	○ テーブル定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策徹底	○ テーブル定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策徹底	▲(終了時間・酒類提供禁止) テーブル定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策徹底	▲(終了時間・酒類提供禁止) テーブル定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策徹底	×
選手の参加	○ 当面の間、飲食を伴わない 時間帯のみ参加を推奨	○ 当面の間、飲食を伴わない 時間帯のみ参加を推奨	△(登壇挨拶のみ等 各団体の判断)	△(登壇挨拶のみ等 各団体の判断)	不参加 *リモートによる出演など	
前夜祭(立食)	○ 当面、会場定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策を継続	▲ 飲食・会話・行動制限等 管理が困難 (各団体と慎重に検討)	▲ 飲食・会話・行動制限等 管理が困難 (各団体と慎重に検討)	× 中止 (ルームサービス等推奨)	× 中止 (ルームサービス等推奨)	×
選手の参加	△(登壇挨拶のみ等 各団体の判断)	△(登壇挨拶のみ等 各団体の判断)	*リモートによる出演など	*リモートによる出演など	*リモートによる出演など	
招待者(来場)	○	○	(制限・来場者把握)	(制限・来場者把握)	(制限・来場者把握)	×
招待者(クラブハウス入室) ワクチン・検査パッケージ制度 又は対象者全員検査を 導入の場合	○ 当面、検温・マスク着用 ゾーニング(導線・使用エリア制限) 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 ゾーニング(導線・使用エリア制限) 会話・握手等接触禁止	△ *ゾーニングでの区分けが 可能な場合○	△ *ゾーニングでの区分けが 可能な場合○	△ *ゾーニングでの区分けが 可能な場合○	×
招待者(クラブハウス入室) ワクチン・検査パッケージ制度 又は対象者全員検査を 非導入の場合	△ *ゾーニングでの区分けが 可能な場合○ (管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる)	△ *ゾーニングでの区分けが 可能な場合○ (管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる)	×	×	×	×
招待者(レストラン)	○ 選手エリアとの区分け 換気・テーブル・座席配置 マスク着用、手指消毒、飛沫対策	○ 選手エリアとの区分け 換気・テーブル・座席配置 マスク着用、手指消毒、飛沫対策	○ 選手エリアとの区分け 換気・テーブル・座席配置 マスク着用、手指消毒、飛沫対策	×	×	×
フェアウェルパーティー	○ 当面、検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 換気・距離・飛沫対策 会話・握手等接触禁止	○ 換気・距離・飛沫対策 会話・握手等接触禁止	×	×
選手の参加	挨拶のみ(接触無し)	挨拶のみ(接触無し)	不参加	不参加		

警戒レベル(政府)	緊急事態措置・重点措置 発令なし		重点措置区域		緊急事態措置区域	
	安全計画策定 (注1)	その他 安全計画を策定しない イベント	安全計画策定 (注1)	その他 安全計画を策定しない イベント	安全計画策定 (注1)	その他 安全計画を策定しない イベント
人数上限 *「大声なし」の担保が前提	主催者が定める来場者人数 ①過去の入場者データ ②動員計画(輸送・設備 ・緊急時対応) ③入場券販売計画等に 基づく計画値	5,000人 又は収容定員 50%の いずれか大きい方	20,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで追加可)	5,000人	10,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで追加可)	5,000人
収容率 *収容率と人数上限でどちらが少ない ほうを限度とする。		大声無し：100% 大声あり：50%	100% *「大声なし」が前提	大声無し：100% 大声あり：50%	100% *「大声なし」が前提	大声無し：100% 大声あり：50%
人と人の距離(移動「少」) *マスク着用・発声制限・換気	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	十分な距離(1m)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	十分な距離(1m)
人と人の距離(移動「多」) *マスク着用・発声制限・換気	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	十分な距離(1~2m) 人数制限・導線・時差利用	十分な距離(1m)	十分な距離(1~2m) 人数制限・導線・時差利用
前売券販売(考え方)① *各日共通券型 *通常の販売を開始 設定人数を超過すると入場制限	入場制限なし	設定人数まで先着順で入場を認める ※以降、来場者への払い戻し対応				
前売券販売(考え方)② *日付指定券型 *通常の販売を開始 感染防止措置の変化により 無効となるチケット発生	販売したすべての チケットが有効	設定人数(番号) 以降のチケットが無効 例)5,000人制限の場合 5,001番以降のチケット無効	設定人数(番号) 以降のチケットが無効 例)20,000人制限の場合 20,001番以降のチケット無効	設定人数(番号) 以降のチケットが無効 例)5,000人制限の場合 5,001番以降のチケット無効	設定人数(番号) 以降のチケットが無効 例)10,000人制限の場合 10,001番以降のチケット無効	設定人数(番号) 以降のチケットが無効 例)5,000人制限の場合 5,001番以降のチケット無効
当日券	◎	総来場人数をコントロールできる施策を検討(販売数を事前決定)				
招待券・無料入場対象	◎	総来場人数をコントロールできる施策を検討(有料・無料種の設定等)				
インターネット販売	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)
入場者管理(アプリ等)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)
●ファンサービス制限						
無発声)拍手・手を振る	◎	◎	◎	◎	◎	◎
無発声)タオル等を広げて応援	◎	◎	◎	◎	◎	◎
声援・指笛	収容人数・基本対策が 取れる場合「○」	収容人数・基本対策が 取れる場合「○」	×	×	×	×
ボール渡し(フライングボール含)	収容人数・基本対策が 取れる場合「○」	収容人数・基本対策が 取れる場合「○」	×	×	×	×
選手との直接接触・声かけ	当面的間「×」	当面的間「×」	×	×	×	×
握手・ハイタッチ	当面的間「×」	当面的間「×」	×	×	×	×
サイン	当面的間「×」	当面的間「×」	×	×	×	×
プレゼント(受け取り)	当面的間「×」	当面的間「×」	×	×	×	×
●選手イベント						
ジュニアレッスン会	当面的間「×」	当面的間「×」	×	×	×	×
エスコートキッズ	当面的間「×」	当面的間「×」	×	×	×	×
チャリティフォト	当面的間「×」	当面的間「×」	×	×	×	×
●観戦スタイル						
ローピング	通常	通常	広め	広め	広め	—
選手通路(声掛・握手禁止)	通常(3m)	通常(3m)	5m以上	5m以上	5m以上	—
導線	通常	1. 人数制限と会場形状にて判断 2. 滞留・交差をしない施工工夫 3. 誘導・案内スタッフの配置				—
通行	通常					—
バuntingグリーン	通常					—
入口・出口	通常					—
入場時間	通常	通常	人数制限と輸送能力にて判断		最終入場時間設定 *送迎バスの効率化で 乗率率を減少させる	—
ギャラリーブラザ/スタンド/ ギャラリーバス	定員通り	利用率 100% *マスク着用/換気 /発話・飲食禁止	利用率 70~100% (人と人が触れない程度) *マスク着用/換気/発話・飲食禁止 (飲食を認める場合は、50%以下)	利用率 50% *マスク着用/換気 /発話・飲食禁止		—
●ギャラリーブラザ/飲食関係						
収容人数	グループごとに1テーブルを使用 *テーブル数(通常) 時間短縮・会話抑制・手指消毒 消毒(利用者セルフ消毒・朝夕定期清掃)		グループごとに1テーブルを使用 *テーブル数(通常) 時間短縮・会話抑制・手指消毒 消毒(利用者セルフ消毒・朝夕定期清掃)		グループごとに1テーブルを使用 *テーブル数(50%目安) 時間短縮・会話抑制・手指消毒 消毒(利用者セルフ消毒・朝夕定期清掃)	
調理品	○	○	△大会ごとの判断	△大会ごとの判断	△大会ごとの判断	△大会ごとの判断
弁当(完成品・個別包装)	○	○	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)
アルコール	○	△大会ごとの判断	自治体の規制を遵守	自治体の規制を遵守	自治体の規制を遵守	自治体の規制を遵守
ソフトドリンク(ノンアルコール含む)	○	○	○	○	○	○
キャッシュレス化	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)

● イベント開催及び人数制限の応用イメージ（5 団体対策会議による解釈）

ゴルフの競技特性等を加味したうえで、以下の考え方を示しますが、「屋内」「屋外」「人と人の距離」の制限数及び比率は、政府並びに開催自治体が定める最新の規定数値に準じてください。ゴルフトーナメントの様々な場面（施設・環境・状況等）に応じた対応をお願いします。

規定数値以上を収容する場合には、**正しい**マスクの着用・発声禁止・換気の徹底をお願いします。

【定員・収容率をあげるための考え方（プロゴルフトーナメントに限定した独自の解釈）】

規定数値	食事を伴わない場合（マスク着用 100%）	食事を伴う場合（マスク非着用）
屋内 ＊共用部は 「人と人が触れない程度」の距離を確保 ＊ゾーニング 選手エリア及び 導線を確保 ＊サイン、声掛け等 選手との接触は不可	設定：定員通り 1. クラブハウス入場者は検査による陰性確認 2. 検温 3. 体調チェック（自己申告） 4. 換気 5. マスクを着用しながらの日常会話程度 6. 基本対策①～⑦ 例：クラブハウス（レストラン以外） ロッカールーム プレスルーム 等	設定：定員通り 左記の対策 + 7. 飲食時以外はマスク着用の徹底 8. マスク非着用時は、会話の禁止 9. 1m以上の距離、もしくは飛沫パネル 10. 施設が定める対策・対応に準じる 例：クラブハウス(レストラン) パーティー会場 ホスピタリティ Tent(飲食有)
屋外	設定：正しくマスクを着用し、飲食しないことで、100%とする。 例：ギャラリースタンド(飲食禁止の場合) 観戦用テント(飲食禁止の場合)	設定：飲食を伴う場合には、50%とする。もしくは、1m程度の距離を確保できる人数に制限をする。 例：ギャラリースタンド(飲食許可する場合) 観戦用テント(飲食を許可する場合)
座席がない参加者の行動を制限できない環境（人と人の距離で対策）	設定：定員 100% 人と人が触れない程度の収容人数 例：観戦エリア ギャラリーバス(換気徹底・発話禁止)	設定：目安として定員 50～60%前後 ・人と人の十分な距離(1m) ・グループごとの利用、もしくは別グループとは1席あける 等 例：ギャラリープラザ(共有座席) 浴室・シャワールーム

【参考】

- 業種別ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策推進室）
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）
http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline_kashikiri.pdf

5. イベント開催等に係る基本的な感染防止策【重要】【NEW】

(事務連絡 1119 抜粋 イベント開催制限に関する留意事項)

感染拡大防止に必要な取組の継続等

- 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めることとする。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。

収容率の目安判断に当たっての留意事項等について

令和3年9月28日付け事務連絡等において、実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、個別イベントの態様・実績等を踏まえながら個別具体的に判断する必要があることに留意し、イベント主催者等から提出された実績疎明資料を基に実績を確認し、収容率の目安をイベント主催者等に連絡することとしてきたところ。今後は、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

- 観客間の大声・長時間の会話
 - スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
- ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

6. 飲食に関する基本的な感染防止策【重要】【NEW】

*プロアマ表彰式、前夜祭、ギャラリープラザ等、レストラン、業務・休憩のための諸室等、飲食をする場面において基本的な考え方及び対策の参考にしてください。

大会で提供される飲食（選手・来場者・大会関係者他及びプロアマ等催物における飲食）に関する感染防止対策については、「第三者認証制度」にて求められる対策を参考にすることとします。

（事務連絡 1119 抜粋 飲食における感染防止対策の徹底）

11月19日付「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）」が定められました。

（1）アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）

全ての座席について、①パーティション（アクリル板等）が設置されている（※）、又は②座席の間隔が1m以上確保されていること。

※同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。パーティション（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。

（2）手指消毒の徹底

店内入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施していること。

（3）食事中以外のマスク着用の推奨

食事中以外のマスクの着用について、来店者に対し掲示や声かけなどで促していること。

（4）換気の徹底

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設については、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしていること。

・建築物衛生法の対象外施設については、換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）を確保する、または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどにより、十分な換気を行っていること。

なお、換気を徹底するにあたり、CO₂センサーの使用等により、換気状況の把握に努めること。また、実地調査で、可能な限り換気の状態を数値にて確認するようお願いいたします。

（5）感染症予防対策に係る認証の基準

1. 来店者の感染症予防

【入店・注文・支払い】

- ・店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ手指消毒を実施する。
- ・順番待ち等により列が発生する場合は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。
- ・レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレーを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指衛生を行う。
- ・発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・

下痢等の症状がある者は入場しないよう表示する。

- 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。
- 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。
- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

【食事・店内利用】

- テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと
 - a. 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。
 - b. 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
- 同一テーブルでの配置についてはいずれかを満たすこと
 - a. 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。
 - b. テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。
- カウンターテーブルの席の配置についてはいずれかを満たすこと
 - a. カウンターテーブルの席間は最低1m以上の間隔を確保する。
 - b. カウンターテーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。
- 滞在時間の制限※や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。

※2 時間程度を目安
- 大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。
- ビュッフェスタイルでは、いずれかを満たすこと
 - a. 利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用の tong や箸を共有としないことを徹底する。
 - b. 料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。
- 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。
- お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。
- 店内 BGM の音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- 個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
- 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。

2. 従業員の感染症予防

- 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- 定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- 利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 休憩スペースでは常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- 建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
※建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 湿度40%以上を目安として、適度に加湿する。
- 建築物衛生法の対象外の施設については、いずれかを満たすこと
 - a. 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
 - b. 窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。
- 換気を徹底するにあたり、CO₂センサーの使用等により、換気状況の把握に努めている。
- 共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。
- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

< 飲食業で他人と共用し接触が多い部位 >

テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレー、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど

- **5 団体ガイドラインでは、当面の間は「感染リスク行動を減らす」ことを優先させていただきます。**
「立食形式のイベントへの選手派遣は当面の間は不可（アルコール提供有無にかかわらず）」、
「着席方式のイベントについては、酒類の提供がなく、かつ基本的な感染対策がとられているイベントへの選手派遣は可」とすることを、基本的な考え方とします。

現時点では、政府方針においても「立食」に関して承認する考えを示しておりません。

定めがない(禁止していない)から開催可能ということではなく、感染リスクが高まる「5つの場面」等で注意喚起されている内容から、現時点では立食形式は相応しくないという解釈をしております。

前夜祭やフロアマ表彰式等を立食形式で行う場合には、ホテルや宴会場などの施設側の業種別ガイドライン及び施設の方針と、施設側の責任のもとで開催可否をご判断ください。

実施される場合には、①飲食店における第三者認証制度を遵守、②ワクチン検査パッケージ、③基本対策7項目、④入場時の検温、⑤アルコール有無、⑥飲食有無+マスク会食、⑦換気等施設環境からの収容人数設定など、実施についてご検討ください。

この方針は、政府の方針等が変更になりましたら、5 団体ガイドラインも変更する予定です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



7. 感染リスク防止のための備品等の準備

- (1) 飛沫感染（咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染）防止の備品等の準備
マスク、遮断壁(アクリル板やビニールカーテン*)、フェイスシールド 等
- (2) 接触感染（手で触れることによる感染）防止の備品等の準備
手指アルコール、ゴム手袋、除菌シート、ペーパータオル、定期消毒作業体制 等
- (3) 検温・健康チェック・規則啓蒙のための備品等の準備
体温計、サーモグラフィ、体調及び行動の調査用紙、検査確認証明シール、注意喚起掲示 等
- (4) 3密発生箇所の点検及びフィジカルディスタンスを確保する会場計画策定
入場制限**、導線、ゾーニング(ロッカールーム・レストラン等)***、換気、備品使用制限 等
- (5) クラブハウス・ロッカールーム・浴室、トイレなどにおける環境消毒、高頻度接触面に対しては
消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う
- (6) タオルなどのリネンの共用は避ける。トイレなどの手ふきはペーパータオルを使用する
従業員には、個人のタオルを持参するように促す。
- (7) トイレ個室に便座クリーナーまたはアルコール消毒スプレーを配備し、利用者には毎回の使用
を呼びかける。

*飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について

- (1)火気使用設備・器具・白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないように
すること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、
燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防火製品など）を使用すること。
- (2)同じ素材であれば、薄いフィルム上のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3)不明な点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

参考：シート類については、（公財）日本防災協会が定める防火性能基準に適合するものが
防災製品として認定されているものがあり、認定された製品や材料には防災製品
ラベルが貼付されている。

**入場制限：できるだけ来場者の人数を少なくすることで感染リスクを抑える。

***ゾーニング：ゾーン分けしておくことで感染者が出た場合の影響範囲を限定する。

8. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等)に関する注意

■ 発熱・体調不良者の対応について

発熱及び体調不良時については会場に来ないことを原則としていますが、ホテル側にも独自の感染症対策がありますので、大会で手配するホテル・旅館等については事前に打合せをしていただくことを推奨いたします。

1. 大会の感染症対策（マニュアル）の説明（例：発熱・体調不良時の自室待機）
2. 大会側からホテルへの連絡体制を決定（初動連絡が大切です）
3. ホテルと連携して、帰国者・接触者センターや保健所等の連携が必要となります。
4. ホテルによっては、体調不良者の別室・別棟を用意しているホテルもあります。
5. 期間中、会場での PCR 検査を実施する場合には、予め周知しておくこととスムーズです。

■ 大会期間中の陽性者の対応(検査により判明する場合)

陽性者に関しては、保健所の指示に従うこととなりますが、ホテルとも情報共有をお願いします。

保健所が指定する医療機関や、軽症・無症状者用の療養施設への移送(移動)することとなりますので、その場合の対応なども予め確認しておくこととスムーズです。

個人で手配するホテルは別として、大会事務局で手配するホテル等（例：関係者・アルバイト宿泊等）につきましては、主催者とホテル側とで協力して対応をお願いします。

9. 家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の注意（同室者・帯同者の場合も同様）

ご本人は外出を避けてください。ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出を避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などには行かないようにしてください。

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、同居されているご家族は以下の8点にご注意ください。（詳しくは、一般社団法人日本環境感染症学会とりまとめをご参照ください。）。

① 部屋を分けましょう

個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2mの距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置することをお薦めします。寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。

② 感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが、感染が疑われる家族のお世話をするのは避けてください。

③ 正しくマスクをつけましょう

使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（アルコール手指消毒剤でも可）。マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換してください。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆いましょう。

④こまめに手を洗いましょう

こまめに石鹸で手を洗いましょう。アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

⑤換気をしましょう

風の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

⑥手で触れる共有部分を消毒しましょう

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤（※）で拭いた後、水拭きしましょう。亜塩素酸水を用いる場合は、対象物を拭いた後、水気をふき取って乾燥させてください。

※家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるように調整してください。トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。感染が疑われる家族の使用したものを分けて洗う必要はありません。洗浄前のものを共有しないようにしてください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

※亜塩素酸水は、遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上（製品の遊離塩素濃度が200ppm（200mg/L）以上ある場合、水1Lに液を150ml）になるように調整してください。

⑦汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

※糞便からウイルスが検出されることがあります。

⑧ゴミは密閉して捨てましょう

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに手を石鹸で洗いましょう。

◎鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

（参考）【一般社団法人日本環境感染学会ホームページ】

「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」

<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikou.pdf>

10. ドブ漬け（クーラーボックス・イベントクーラー等）を使用

ドブ漬け（クーラーボックス・イベントクーラー等）を使用する際には、以下をご参考に運用をお願いします。

必ず「水道水（国の法令下に管理されている）」を使用すること。

氷については、仕入先が「全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会」の業種別ガイドラインに準じていること、管理・運用を行う者は本ガイドラインで定める感染予防対策を遵守していることを前提とします。

重要なことは、会場での「製品（水・氷・飲料）の管理」となります。管理・運用を行う者の体調管理・手指消毒・マスク着用、共有部分・共有備品のこまめな消毒により、接触感染・飛沫感染を防ぐことが重要になります。製品の水滴をとるためのペーパータオルの用意（個人のタオルは可、共有のタオルは不可）、手指消毒、除菌シートを合わせて準備してください。

*** 冷蔵庫を使用しても、常温で配布しても、製品表面にウイルスが付着している可能性は常にありますので、口に触れる部分を常に清潔に保つことが最も重要です。**

〔利用上の注意〕

- ・取り出した飲料は、**必ず自身が携帯するタオルで水滴をよく拭いてください。**
- ・取り出した飲料は、**流水で洗う、もしくは手指消毒用のアルコール等で飲み口を拭く**ことで安全・安心が高まります。**蓋(キャップ)のない飲料（プルトップの缶製品等）の場合は、必ず行ってください。**蓋つきの飲料（ペットボトル等）は、蓋を外した飲み口は水・氷等に触れていませんので拭き取りは不要です。
- ・心配な方は、自身で用意したコップや水筒に中身を移して飲む。

*** 専属の係員による配布は不要です。常温で配布しても、冷蔵庫で配布したとしても、どこにでも常にウイルスが付着している可能性はありますので、従来の基本対策に加えて、各自が飲み口と手指の清潔を保つことが重要となります。**

〔クーラーボックス・ドブ漬けの管理・運用〕

- ・管理者は飛沫が製品につかないように「マスクの着用」を徹底する。
- ・利用者及び管理者は接触感染を防ぐため、こまめな手指消毒を行う。
- ・管理者はビニール手袋等については、長時間の着用は、手袋自体の表面にウイルスが付着している可能性がありますので、こまめに替えるようにする。（作業員の感染を防ぐには有効な手段です）
- ・水道の蛇口、保冷库、アイスピック、運搬車両などの定期的かつこまめな消毒により清潔を保ってください。

〔参考〕1. 水道水の安全性について（水道局ホームページ）

- ・コロナウイルス等のウイルスに対しては、一般的に塩素による消毒効果の効果が高いことがわかっています。国の法令に従い適切に塩素消毒を実施し、水道水中の遊離残留塩素濃度を確保していますので、平常時と同様に、飲料水、生活用水として安心して使うことができます。
- なお、一般的にインフルエンザやコロナウイルスの感染経路は、飛沫感染（咳やくしゃみによる飛沫からのウイルスの感染）と接触感染（ウイルスの付着したものに触り、その触った手指で口や鼻の触る事による感染）です。

2. 氷について

「全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会」の業種別ガイドライン

氷屋純水 HP <https://www.icenet.or.jp/announcements/>

3. ギャラリープラザ等で、観客（検査・対策の徹底がしきれない対象）にドブ漬けを使用した販売やサンプリングについて

飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合において、ドブ漬けを使用する際は下記事項を徹底すること。

(アルコール類の販売の是非は、声が大きくなるや気の緩み等、別の検討ポイントがあります。政府・自治体の規則により販売ができない場合があります)

- i. ドブ漬けに手を入れる店員を事前に決め、健康チェックシートで体調管理を徹底する
- ii. ドブ漬けに手を入れる店員は、紙幣や小銭等の金銭の授受を担当しない
- iii. ドブ漬けに入れる飲料に他の人が手を触れた場合は、流水等で十分に洗浄する
- iv. ドブ漬けは購入者が手を入れられない場所に設置する
- v. ドブ漬けの水は、最低1日1回入れ替えを行う。

*ドブ漬けの上に、「遮蔽ビニール等を設置する」運用方針が推奨されるケースがありますが、長時間の設置されている間に、飛沫を受けている可能性があるため、その他の対策を徹底する。

*ビニール手袋の着用も、長時間着用の場合には、それ自体の表面に付着していることがあるため、ビニール表面の消毒等を徹底する。

VI. 選手・大会関係者への対応

選手・大会関係者とは、ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含む選手関係者・メディア・プロサービスメーカー・放送局・開催ゴルフ場関係者並びにすべての大会運営関係者となります。また主催者の役員や応援社員、後援・協力企業関係者、主催者の招待者など、クラブハウスや諸施設の出入りを許可されたすべての関係者が含まれます。

1. ゴルフトーナメントに特徴的な感染リスク要因

- ・選手及び選手関係、大会を運営する関係者が全国から集まること。
- ・トーナメント会場以外は、滞在するホテル、移動、行動のすべてが個人手配・管理であること。
- ・選手と観客が近くを通行すること。
- ・人ごみの中でのファンサービス（握手、サイン、プレゼント等）、直接的なサービスが多い。
- ・レストランやロッカールームなど、3密になりやすい箇所があること。
- ・主催者及び招待者が、選手と飲食をともにする機会があること。
- ・不特定多数、氏名及び居住地がわからない観客が集まること。
- ・ギャラリープラザ等、人込みにおける不特定多数との接近、共有物の接触があること。
- ・スタートホールや最終ホール、練習場、試合観戦中に密集しやすい場所があること。
- ・観客や招待者等が、駐車場や駅から、ゴルフ場まで送迎バスを使用すること。等

このようなゴルフトーナメントの特徴に応じた対策が必要であり、正しくマスク着用や発声を抑えることを担保し、マスクをはずすシーンや、密集しやすい場所には、誘導及び注意を促すサインや係員等を配置することで、リスクを低下させる対策をお願いいたします。

また、観客及び招待者の有無にかかわらず、大会関係者の行動にも注意が必要です。

- ・移動、宿泊等の分散（業務機能停止を防ぐように各社にて判断）＊下請会社にも配慮
- ・業務従事人数を削減・制限する状況でも業務が継続する備え（交代制/リモート等）
- ・食事、休憩の取り方（会話制限、人数制限、時間制限等）
- ・移動開始前の検温（関係者、アルバイト、観客は送迎バスに乗車前に検温を推奨）等

2. 選手・ゴルフ協会・開催ゴルフ場・大会主催者に求められる感染対策

- (1)選手本人だけでなく、選手と頻繁に接する方々も同様の対応が必要です。特に、関係者や家族を含めた対策の徹底が重要となります。
- (2)選手および大会関係者の各種検査
前述の「IV-5」参照
- (3)陽性者が出た場合は、すぐに保健所に届け出の上、濃厚接触者の洗い出し、感染経路の調査になります。そのため、検査前2週間の行動記録（誰と何処で、どういう状況であったか等）を取っておくこと、かつ今後の行動自粛（夜の街や人の集まる場所等にはでかけない）を徹底する。

3. ゴルフトーナメントへの出場に関する規則

以下には、規則制定例を示す。大会を管轄する各ゴルフ協会により「国内外選手の比率」や「付与する資格の条件が異なるので、各ゴルフ協会で定めることを推奨する。

- (1) ゴルフトーナメントは、出場資格保有者（優先順位）に対して、試合ごとに定められた出場定員迄の参加希望者により開催される。従来、出場及び欠場については選手の任意により決められている。
新型コロナウイルス感染症対策においては、従来の規定と違う特別規則を定め、予め出場有資格者に対して、規則に対応する十分な期間をもって、出場選手に告知を行うべきである。
- (2) 外務省から渡航中止勧告がでている地域や国への訪問歴が、出場しようとする大会の公式練習日から起算して、**指定された隔離期間内にある場合**、トーナメントに出場できないものとするべきである。
- (3) 出場する大会の期間中においては、練習又は競技の前に、検温及び体調検査を受けることを推奨する。
機材・場所・検査者は試合毎で定めるが、すべての出場選手に同一機材で行う。
- (4) 大会前 1 週間以内に 37.5℃以上の発熱、平熱より高い状態が 2 日ないし 3 日ほど続いた選手、選手関係者及び大会関係者については大会への参加並びに業務をしないこと。「諸症状」がある者についてはアドバイザーに相談して出場の可否を決める。
- (5) 上記(1)~(4)による出場可否及び条件については、各ゴルフ協会が定め出場選手に予め告知をする。
(出場義務試合数などを始め、諸規則が異なるため)

Ⅶ. 有事対応（陽性・発熱等の諸症状・濃厚接触疑い）

1. 有事での心構え

- (1) 新型コロナウイルスは、いつ誰が感染しても不思議ではない病気です。従って感染者やその会社には見舞う気持ちをもって接するべきで、非難し禁忌するのは不適切です。
- (2) 陽性判定や、発熱等の諸症状がある場合など有事の際には、それぞれが求められる対処を着実、迅速かつ誠実に実行してください。相互信頼に基づいて、試合・ツアーを継続していきます。
- (3) 同一大会及び、同週に、5 団体が管轄する大会で複数の感染者が出た場合は、5 団体が協力し、濃厚接触者の追跡等を行い、医療アドバイザーに相談のうえ、慎重に判断する。

2. 陽性判定への対応

- (1) 陽性判定を受けた者に、適切な治療機会を提供する（出場停止・復帰基準の明確化）
- (2) 地域や大会関係者及び参加者への感染拡大を防ぐ
 - 行動履歴の整理と保健所との協議
 - 濃厚接触者の判定と検査の実施

（ゴルフ団体及び主催者は、保健所の判断を待たずに疑いのある者の検査等を速やかに行う）
- (3) 大会を予定通り開催する方向で調整する
 - 5 団体情報共有、選手及び関係者への注意喚起、自治体、ゴルフ場等との協議・調整

- (4) 広報対応、スポンサー、招待者、観客等への対応
- (5) 施設及び、感染防止対策及び運用管理体制の再チェック
- (6) 翌週開催の大会への情報共有（濃厚接触者の流入防止の徹底）

3. 報告のフローについて

選手・キャディ・関係者は所属するゴルフ協会や会社の責任者へ報告を迅速におこなう。

選手関係者、大会関係者が属する会社、同居する家族など、大会会場以外の事象についても情報を共有して、有事に備えることが重要です。

また、ゴルフトーナメントは、別のゴルフ協会のトーナメントに出場・業務をすることがある特性から 5 団体で情報を共有するシステムも構築する必要があります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症について、管轄ゴルフ協会へ報告し、アドバイザーに相談する際は、所定のフォームで報告する。（保健所に報告すべき内容に則り、報告書を作成する）
- (2) 次の場合は、必ず報告をするようにする。
 - ・自主隔離を行う場合（37.5℃以上発熱 2 日連続など）
 - ・PCR 検査を予定している場合
各協会、各トーナメントで指定した検査については報告不要
 - ・PCR 検査の結果が判明した場合
 - ・濃厚接触者指定を受けた、または疑わしい場合
- (3) 報告された内容（重要事象）については、所轄するゴルフ協会のみが閲覧し、情報の管理を徹底する。
5 団体で情報を共有する場合には、出場及び業務において登録する氏名だけとし、それ以外の個人情報を取り除いた上で共有をする。誰でも臨時で登録ができる業務（キャディ・コーチ・アルバイト・ボランティア・派遣スタッフ等）の、身元確認を行うこと。

4. 症状がある場合の相談や医療について

- (1) 発症（疑い）日
 - ・最初に症状が観察された日（発熱、咳、だるさ、味や匂いを感じない等）
- (2) 発症前に他人を感染させる可能性
 - ・発症日の 2 日前 から、他人を感染させる可能性があると思なします。
その間に濃厚接触した方は、隔離の対象となります
 - ・感染してから発症するまでの潜伏期間は 7～10 日。平均で 5 日です。
感染源を探す際、行動（対人接触）をさかのぼって見ることになります。
 - ・ヨーロッパ CDC の報告によると「発症の 1 2 日前から気道に一定量のウイルスを認める。軽症例ではウイルス量は発症後 8 日目に最大となり、重症例ではやや遅れて 11 日目に最大となる」
- (3) 発症後、症状が持続せず、新型コロナウイルスに感染していないと推定できる場合
 - ※「退院に関する基準」24 ページ参照

5. 情報開示にあたって

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=79998826&dataType=0&pageNo=1

【抜粋】

前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の 人権を尊重 しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(国民の責務)

第四条

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の 人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(情報の公表)

第十六条

厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の 予防及び治療に必要な情報を 新聞、放送、インターネットその他適切な方法により 積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意 しなければならない。

(1) 感染症法が要請する情報開示

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です。
- 新感染症 に関する情報の開示がどう扱われるべきか、主催者とゴルフ協会にて協議の上で、決定してください。また開催自治体の発表(責任・役割)についても勘案してください。

(2) 都道府県による情報開示

- 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています。(感染症法 16 条)
- その際、感染症に関連して、かつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です。
(同前文、4 条、16 条)
- 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です。
- 都道府県 は、概ね以下のような項目を公表しています。
(年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴)

(3) 個人名は原則非公開とします。

- 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- トーナメント(主催者及びゴルフ協会)が 保健所 による 積極的疫学調査 (同 15 条による調査) に 全面的かつ速やかに・協力して いることが前提です。2 日間(前日・前々日)の行動記録や施設の見取り 図などを、速やかに提供できるよう準備してください。
- 日頃 から 健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります。
- 従業員から感染者が出た企業などに対し企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます。

Ⅷ. 催物(フロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていくことが重要となります。

万一感染者が出た場合には、濃厚接触者の追跡や保健所との連携を迅速かつ正確に行い、集団感染の防止に務めてください。開催する時期・地域の感染状況(警戒レベル)に応じて、感染リスクの排除及び十分な感染防止対策を講じた上で、実施してください。

感染防止を前提とする開催内容の変更や参加の制限、感染防止策を予め周知することは、参加者の安心・安全につながります。

マスクを外す状態は感染リスクが高まることもあり、飲食を伴うパーティー等は当面の間は行わないほうがよいと医療アドバイザーは指摘しています。管轄ゴルフ協会による開催可否及び催物の制限、プロの表彰式参加の免除、健康にご心配な方や飲食行為を回避したい方に対して欠席しやすい環境の整備等をお願いいたします。

出場選手と同じ諸室に入る場合、過ごす時間が多く距離が近くなる催物は、ワクチンを接種済であること又は 検査結果 が陰性であることが利用及び参加条件とすることを推奨いたします。

予防 接種済証等又は 検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示した上で、参加することが、対策及び管理としては最良であります。

但し、ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。

検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。

参加開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活する ことなどを基本ルールとしてください。

1. フロアマ大会の実施について【NEW】

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。

基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。

飲食を伴う実施の場合には、「V-6. 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。

以下、ゴルフ場及びゴルフプレー特有の事象についてまとめておりますので合わせてご参照ください。

- ・大会で設定する入場制限/参加可否判断を適用することを参加者に予め周知する。

(検温・健康状態の確認)

- ・開催ゴルフ場が講じる感染予防策を確認する。(陽性感染者の発生の有無、要因を確認する)
- ・3密の防止観点でゾーニングや導線の計画、感染防止及び消毒等の対応策を講じる。
- ・フロアマ組数の制限については、コース内で、複数組がティーイングエリアで待つこと(混雑)が無いような組数にする、待つ場所の3密回避など検討をお願いします。
- ・クラブハウス、レストラン、ロッカールーム、浴室、脱衣所、休憩室等の換気を常時行う。
- ・プロ・アマチュアとも原則として、正しくマスクを着用する。

(挨拶をする際など近接の場合は、PCR 検査の陰性者であっても全員が必ずマスクの着用する)

熱中症対策として、フィジカルディスタンスを保てれば、外すことも認める。

- ・発話、会話を少なくする。(選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく)

- ・「乗用カート」では、乗車中の会話を控えるか、会話する場合には、マスク着用を要請する。
カートの乗車位置の固定や、ビニールカーテン(飛沫防止)なども有効な対策である。
- ・ロッカールームでは、「身体的距離の確保」と会話抑制を求める。(換気・共有部分の消毒徹底)
- ・プレーヤー同士の 浴室・浴槽・脱衣室での会話を自粛するよう要請する。
- ・浴室・浴槽・脱衣室における「身体的距離の確保」に注意を促す。
- ・風呂桶などの共用する備品は使用後に流水で水洗いするよう促す。
- ・化粧品・ブラシ等は持参するよう要請する。
- ・表彰パーティーなどは、待機時間含めて3密になりやすいので待機中・パーティー着席中の感染防止対策(人同士の距離、飛沫防止対策等)を講じる。対策が不十分な場合は、組ごとに行う懇親会(短時間)等で、選手及び参加者の安全を確保する。
- ・表彰式を実施する場合には、参加者全員のワクチン接種済、又は検査での陰性結果を確認することが望ましい。
- ・ゴルフカートの消毒、ゴルフクラブの受け渡し等、すべての方が安心して参加できるよう、対策のルール化、見える化を行う。
- ・接触確認アプリ(COCOA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

[参考]ゴルフ場業界としての「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドライン第6版

2021年10月28日(改訂) 一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会

<http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf>

2. 前夜祭(ホテルでの食事会)の開催について【NEW】

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。

基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。

飲食を伴う実施の場合には、「V-6. 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。

下記は、業種別ガイドラインを遵守している感染防止対策が万全である施設で開催されること。

また座席も指定された着席型であり、料理も個別に配膳される形式を前提とした運用について、記載していますので参考にしてください。

政府専門家分科会は、「飲食は感染リスクが一番高い」と提言しています。感染拡大状況により開催有可否を検討並びに、安全担保につきまして十分な検討をお願いいたします。

以下、ゴルフトーナメント特有の事象についてまとめておりますので合わせてご参照ください。

- ・飲食を伴う場合は、マスクを外している時間が長く、接触者の追跡がしにくい。
クラスター発生が懸念されることや、すべてが濃厚接触疑い者と判定される可能性がある。
- ・体調に不安がある場合は、参加自粛を要請する。
- ・参加者全員のワクチン接種済、又は検査での陰性結果を確認することが望ましい。
- ・検温、手指消毒を入場時に行う。
- ・ステージ及び司会者と、客席の距離は2m以上離す。
- ・対面での食事を避ける。(円卓を使用し、隣席との距離にゆとりを持たせるレイアウトとする)立食形式での飲食は濃厚接触者の特定が困難となり参加者全員が疑い者となる懸念があり、当面の間は行わないようにする。
- ・人との距離は、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1mの距離を確保する。

- ・ビュッフェスタイルの食事は避ける。個別に配膳されるものとする。
- ・調味料等を使用する、また複数人用に盛り付けられるメニューを避ける。
- ・受付や誘導を行うスタッフ、配膳するスタッフは、マスクやフェイスシールド等、飛沫を防止する相互の感染防止対策を講じる。
- ・選手の同席について、陽性者が発生した場合、翌日以降の出場制限(クラスター化する場合に大会継続可否)についてのリスクが生じるために、主催者とプロ協会とで慎重に協議する。
(ディフェンディングチャンピオン等のメッセージはビデオレターやリモートでの出演を推奨)
- ・組み合わせ抽選等を行う場合は、抽選器具など不特定多数が触れる可能性のあるものは消毒等感染防止策を講じる。非接触で抽選する方法、参加者が会場内の移動しない方法を検討する。
- ・宿泊する参加者が、各自が市中で食事をすることでの感染リスクも心配されるため、安全対策を講じた上で、夕食会を開催することは、行動の履歴を把握するために有効な施策である。
- ・接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

〔参考〕結婚式場業「新型コロナウイルス感染症ガイドライン第3版 2021年12月6日改訂

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

<https://www.bia.or.jp/wp-content/uploads/2021/12/f23d902c59d93468766a5edc6d8426e4.pdf>

3. その他の催物について

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。
基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。
感染防止策として以下の対策を行ってください。

- ・招待者、イベント参加者、ボランティア等、名簿により会場への入場者への把握を徹底する。
- ・選手・選手関係者及び大会関係者と同じ施設（クラブハウス等）を使用する場合には、来場の際し、同様の検温・健康チェックの確認を行う。（ワクチン・検査パッケージの併用も推奨）
- ・招待者等が、上記の検査や確認ができない場合には、選手等と導線を分けるなど接触、交流しない対策を講じる。
- ・大会で設定する入場制限を適用することを予め周知する（検温・健康状態の確認）
- ・3密の防止観点で計画、対策を講じる。
- ・手指消毒等の感染防止対策を講じる。
 - ・**正しい**マスクの着用を徹底する。
 - ・発話、会話を少なくする（選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく）
- ・招待者用テントやレストランなどの空間で、飲食を伴う場合には、距離を保つなどの対策に加えて、受付表や注文伝票等を活用し、利用者の連絡先の把握と着席したエリアや利用時間を記録することを推奨する。
(陽性者及び疑い者が発生した場合の連絡の為)
- ・感染防止の観点から従来のサービス(会話・握手・サイン等)を見直し、新しいサービス提供を検討する。
- ・接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

IX. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討

基本的な考え方：①体調に異常がある場合には、大会への関与を断つ

②マスク非着用の場面・時間の最小化

③絶対に濃厚接触者にならないこと、作らないこと、ウイルスを会場に入れないこと

1. ボランティア募集について

- ① 感染状況に関わらず、ワクチン・検査パッケージにて、参加者の安全状況を把握する。
申込書にてワクチン 2 回目(3 回目)接種日を確認する。未接種者には当日抗原定性検査を実施する。
- ② 体調が心配な場合は、参加しないことを促す。(無理な来場は勇気と責任をもって見合わせる)
- ③ 事前問診、期間中間診、行動記録など指定する管理体制を承諾し遵守していただく。(虚偽・違反がある場合は参加を断る)
- ④ 検温や問診結果で、当日であっても参加を断ることがあることを予め了解の上で申し込む。
- ⑤ 試合の規模(無観客等)で、職種による参加制限をする可能性を予め了解の上で申し込む。
- ⑥ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。
- ⑦ 業務中、休憩中に限らず、正しくマスクを着用する。(通勤時も同様)
- ⑧ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保する。
- ⑨ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。(手洗い・消毒環境の整備)
- ⑩ 不要不急な発話、会話をしない。会話をする場合には、マスクを着用の上、短く切り上げる。
- ⑪ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑫ フィジカルディスタンス(できるだけ2m、最低1m)を確保する。(待機場所の用意も同様)
- ⑬ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑭ 管理者は、濃厚接触をつくらないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等に注意する。
- ⑮ 待機及び休憩する諸室では、「一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛」、「休憩スペースの常時喚起」、「共用する物品の消毒」、「入退室前後の手洗い」を徹底する。
- ⑯ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑰ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式*」、「感染リスクが高まる5つの場面**」に基づいた行動を徹底する。
- ⑱ 接触確認アプリ(COCA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨します。

***年齢による参加制限、既往症による参加制限等については、管理会社の方針に任せることとします。**

重症化の懸念もあるが、制限による人権侵害への該当することにも注意する。

2. アルバイトの管理について

- ① 検温、問診票及び行動履歴の確認は、大会関係者と同様に行う。

- ② 名簿の管理をしっかり行い、大会期間中及び大会後も連絡が取れるようにする。
- ③ アルバイトの待機場所については、3密にならないように準備する。
- ④ ホテルは1人部屋を確保する。夕食の状況、風呂等については、感染防止の観点から万全を期し、限界や問題がある場合には、アルバイトに注意喚起を徹底する。
- ⑤ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。
- ⑥ 業務中、休憩中に限らず、正しくマスクを着用する。（通勤時も同様）
- ⑦ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。
- ⑧ 顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保する。
- ⑨ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。（手洗い・消毒環境の整備）
- ⑩ 発話、会話をしない。会話をする場合には、マスクを着用の上、短く切り上げる。
- ⑪ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑫ 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する。（待機場所の用意も同様）
- ⑬ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑭ 管理者は、濃厚接触をつくらないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等に注意する。
- ⑮ 待機及び休憩する諸室では、「一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛」、「休憩スペースの常時喚起」、「共用する物品の消毒」、「入退室前後の手洗い」を徹底する。
- ⑯ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑰ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式*」、「感染リスクが高まる5つの場面**」に基づいた行動を徹底する。
- ⑱ 接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

3. その他の臨時来場者について

宅配便、搬入・納入を目的とした臨時来場者に対しても、該当する取引先には「業種別ガイドライン」に従って感染症対策の徹底を予め依頼する。

- 業種別ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策推進室）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

- 厚生労働省

新型コロナウイルスに関するQ&A（一般向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

*新しい生活様式（ポスター等もダウンロードが可能／諸室内に掲示等で周知してください）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

**感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://corona.go.jp/proposal/>

X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について

本ガイドラインは、「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を示しています。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事及び各府省庁担当課室に連絡される事務連絡に基づき、それをゴルフトーナメントの各場面、特性を考慮して基準を設定いたしました。今後の政府方針の変更に伴い、本ガイドラインも適宜改訂するものといたします。

本ガイドライン改訂前に、政府の方針が変わる場合には、最新の政府方針を優先してください。

(最新)【基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
(令和4年2月18日)】事務連絡

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220218.pdf

(参考)【基本的対処方針変更に伴う方針変更(令和3年9月28日)】事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210928.pdf

(参考)【2月末までの催物の開催制限等について(令和2年11月12日)】事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

(参考)【11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日)】事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

1. 観客動員について

政府のイベント規模を定める諸資料において、ゴルフトーナメントは、「収容定員が設定されていない催物」であり、以下の通り取り扱うように示されています。

【観客の入場制限の設定について】

屋外競技であり、スポーツイベントではありますが、それらに定められている「収容人数」や「収容率」を、そのままゴルフトーナメントで使用することができません。

その理由としましては、「人数上限及び収容要件」が定まっていないイベントであること、また「観客が自由に移動できる」イベントであり、かつイベント会場内で「行動区域を管理」することができないイベントであることです。諸所の資料等を参考にする際には、スポーツイベントや大声を出さないイベントという部分のみでなく、

「全国的・広域的なお祭りや野外フェス等」のイベント制限等を参考にし、対策及び安全対策を行うことを推奨します。

但し、声を出さずに観戦する、選手との距離を確保する、諸注意を守っていただきながら観戦することが、歴史的・慣例的に培われたスポーツイベントでありますので、これまでの競技運営、ゴルフトーナメント運営のノウハウと感染防止策との組み合わせにより、観客動員数を上げていくことは十分に可能と判断しています。

イベント開催における条件をすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものとして「十分な人と人の間隔を設けられるイベントに該当」し、開催可能と判断されます。

30 ページ「V-3」 参照

注意

ゴルフトーナメントは、観客席が指定されているイベントではないため、50%と制限をしても観客やメディアが人気選手組に集中しやすいためフィジカルディスタンスが確保しにくく、3密が発生しやすいため、「緩和の目安」を、そのまま数字的根拠とするのは難しいイベントであります。観客が集中しないための対策と管理体制を総合的に検討する必要があります。

また、屋外で観戦する競技であり、雷雨等で競技が中断する場合、観客の避難場所等は、3密になりやすいため、収容人数の制限や、マスクの着用、換気等の基本対策に注意しつつ、「発声の禁止」など感染確率を低下させる必要になります。ゾーニングとフィジカルディスタンスの確保が重要となりますので、誘導人員や安全対策人員の配置なども重要となります。**マスクを外す場面と時間の最小化が重要です。**安心・安全を講じる対策をお願いします。

2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク

54 ページ「VI-1」参照

3. ゴルフトーナメント運営管理上の基本事項

【基本原則】

1. トーナメント会場では、互いに感染させないため必ずマスクを着用する。
着用していない場合には、個別に注意等を行う。
2. 発熱及び体調不良の場合（近くにいる時を含む）には、トーナメント会場に来ない。
3. 素晴らしいプレーには声援でなく拍手を送る。
大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。
4. 可能な限りの対人距離をとる。サービスの停止など、人が集まる要因を排除する。
対人距離が取れない場合・場所等は誘導係員を配置する。
5. 共有物に触れる前後には、手洗い・手指消毒を行う。
触れた後には「目・鼻・口」を触らない。
6. マスクをはずす場面（飲食・喫煙・入浴等）では、3密の防止、発声・会話の禁止、換気の徹底、時差利用などの対策を徹底。**（マスク非着用の場面と時間の最小化）**
7. 飲食は感染防止対策を行ったエリア以外（例：送迎バスや観客用スタンド、ローピング付近、人が多い場所）での飲食は禁止。他グループと距離を保てる場所（例：敷地内芝生、個別に配置されたベンチ、移動可能な椅子等）での飲食は可能とする。

①開催前後、開催中の案内と予防措置の強化

- ・大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS、会場内スコアボード、場内放送（スタートアナウンス等）、入場時の配布物等を通じて、「正しいマスクの着用」「手指消毒励行」「咳エチケット遵守」を含む一般的な予防措置を案内する。**開催前後、会場外でも感染防止対策継続の注意を促す。**
- ・発症者発見時の迅速な対応のために、ゴルフ協会関係者、大会関係者、選手及びその同行者に対策についての周知徹底、教育指導を行う。

②消毒と衛生

- ・消毒計画(基本清掃と清拭消毒)について、予め大会事務局と開催ゴルフ場とで協議を行う。
- ・感染防止対策備品の手配、配置計画
- ・感染疑い症状発症者の隔離場所の用意とアクセスコントロールを事前決定しておく。
- ・密集、密接を避ける。
- ・係員による呼びかけ(観戦、移動の注意喚起、密集・密接・発声等 禁止事項の徹底)
- ・注意箇所には、利用可能人数や利用の注意事項を、それぞれの箇所で周知する。

③飲食販売関連

- ・観客用の飲食スペースは、屋外のテント等がその大半であります。利用人数制限や換気の徹底をお願いします。不特定多数の利用があるため、基本清掃に加えて、利用者の入れ替わりごとの清拭消毒、利用者の手指消毒等感染リスクが高いため、対策を強化してください。各テーブルに、利用する前後に**各自で清掃・消毒ができる**ような備品の設置も推奨いたします。
- ・飲食販売を中止し、来場者持ち込みを前提とすることも感染予防に有効である。但し、販売しないことの案内を徹底すること、熱中症や脱水症を防ぐために飲料の販売は行うことは重要であり、また手洗い(手指消毒含む)、ゴミ箱は必ず用意する。
- ・個包装もしくはフタ付きで提供できるメニューが望ましい。ビュッフェスタイルでの飲食物提供及び調味料や紙ナプキンや箸等をセルフサービスで提供することを制限する。
- ・販売担当者はマスクを必ず着用し、衛生手袋の着用を推奨する。検温や日々の体調管理を徹底し、こまめな手指消毒に努める。
- ・売店カウンターにビニールカーテンやアクリルボードを設置する等、可能な限りの感染予防策を講じる。(前述する「V-7：飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項参照」)
- ・金銭のやり取りは必ずトレーを介して行う。「**会計担当者**」と「**調理及び料理を受け渡す担当者**」を分ける等の**対応が有効**。偶発的に直接のやり取りとなった場合は、その後必ず手指消毒を行う。
- ・複数人でシェアすることを想定しているメニュー(フィンガーフードのパーティーボックス等)の提供を行わない。
- ・ギャラリープラザの入退場、購入の際の並び列など3密を避けるため、時差・分散措置、誘導人員の配置等を行う。(交差やすれ違いが少なくなる導線、並び列等の対人距離の確保)
- ・喫煙所は、マスクを着用せず、密集する可能性があり、同時利用人数制限など注意喚起を行う。(身体的距離の確保、密の回避、声を出さない等)

*「V-6. 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。

4. 入場制限対象者の設定

- ・本ガイドラインでは、以下の制限を推奨しますが、必要に応じて各開催地の感染状況の指標を判断材料とし、各自治体及び管轄するゴルフ協会と協議の上で設定してください。
- ・入場制限対象者は、大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS等周知徹底してください。入場券券面にて案内することも推奨いたします。
- ・観客に限らず、一般に公募される者(ボランティア、懸賞応募者、イベント参加者、招待者等)については、同様の基準とすることを推奨する。

【入場制限対象者】

制限や日数は、政府や開催自治体が表示する最新の基準に準じる。* 76～79 ページもあわせてご確認ください。

- ①過去 1 週間以内から現在までに下記(1)～(4)を含む体調不良のある者
 - (1)体温 37.5℃以上
 - (2)強い倦怠感
 - (3)感冒様症状 (咳・咽頭痛・息苦しさ等)
 - (4)味覚・嗅覚異常などの異変がある
- ②PCR 検査陽性歴があり、(1)有症状者では、発症日から 10 日未満、かつ、症状軽快後 72 時間以内の者、(2)症状軽快後 24 時間経過から 24 時間以上の間隔をあけ、2 回の PCR 検査で陰性を確認できていない者、または (3)無症状病原体保有者では、陰性確認から 10 日未満の者、(4)検体採取から 6 日間経過後、24 時間以上の間隔をあけ 2 回 PCR 検査陰性を確認できていない者。
- ③濃厚接触者として自宅待機中の者
- ④家族が濃厚接触者として自宅待機中の者
- ⑤家族に①(1)～(4) いずれかの体調不良がある者
- ⑥海外から帰国(日本に入国)して、指定された隔離期間中の者
- ⑦マスク非着用の者

5. 観客の管理

【大会前】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、下記に該当する方については来場をお断りするアナウンスを行うこと。
- ・来場予定より 2 週間前に海外渡航歴のある方は、来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染された方、症状がなくなったと感じられた場合でも、医療機関や保健所から療養終了の判断が出るまで来場をお断りする。
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された方
保健所より濃厚接触者と判断されてから 2 週間以内のご来場はお断りする。
- ・発熱、咳、倦怠感、咽頭痛等の諸症状がみられる場合には観戦自粛を求める。(心臓、肺などに基礎疾患がある場合も同様) 自分を守るだけでなく、多くの仲間、選手を守ることを理解の徹底
- ・観客及び関係者に対し、接触確認アプリ (COCOA) 等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に利用者の QR コード読取を推奨いたします。
* COCOA は、電源及び Bluetooth を on にしてからマナーモードにさせていただきようご案内をお願いします。
(ゴルフトーナメントは、「人数上限及び収容要件が定まっていないイベント」であること。また、「観客が自由に移動できるイベント」であり、イベント会場内で「行動区域を管理することが困難なイベント」であるため、接触確認アプリを入場者に要求することは、安全を高め、感染症対策の弱点を補います)

【入場時】

- ・ゴルフトーナメント会場内は、正しいマスク着用を徹底する。(大会で配布しない等、事前案内の徹底)
- ・入場ゲート前、または入場ゲート通過時、サーモグラフィまたは非接触式体温計で検温の実施

(基準 37.5℃)

来場者の平熱を把握することはできないため、目安として 37.5℃以上の発熱を感知した場合、または平熱より高い状態が 2 日ないし 3 日以上続いた場合には、健康に関する注意・確認を行う。

発熱しない感染者もいるが感染者が入場する確率を下げることができる。

＊サーモグラフィは、測定誤差を最小限とするため屋内または日影での実施を推奨

・入場時の濃厚接触を減らすための工夫（ゾーニングなど）

開場時間の繰り上げと、入場ゲート手前の新たな待機ゾーンの設置による入場時の混雑緩和。

【観戦中】

ゴルフトーナメントは、選手・キャディの近くを随行する特徴があるため、スタジアム競技より徹底強化する必要がある。(熱中症防止対策として、人との距離を確保する前提で、マスクの脱着についても周知徹底する)

・3つの密を避ける策として、人数制限（各日共通チケットの見直し、中止・順延時の振替観戦

規則の見直し）やゾーニング(環境を区域分けすることや密集や交差を避けること)、誘導人員の配置を検討する。

・観戦時の濃厚接触を減らす工夫を講じ、対策事例を共有し安全レベルを高める。

サインや握手の禁止、プレゼント等の受け取りの禁止（協会側から選手及び観客への案内）

・キャディマスター室やスタートホール、最終ホールなど混雑箇所への移動制限と誘導員配置。

・応援歌合唱、鳴り物使用の応援スタイルの変更と観客同士のハイタッチ等接触の禁止を野球・サッカーでは注意されているが、ゴルフ観戦で発生する可能性は低い。但し飛沫感染や接触感染の恐れがある場合は、協会及び大会事務局で協議し、選手及び観客へ案内する。

・手指消毒剤を設置する。

・ファンから手渡されたペン、色紙、ボールなどでの行うサインや、ハイタッチ等を行わない。

【観戦後】

・送迎バスの配車場所、並び列等の分散等により、退場ゲートの混雑解消などを行う。

・トーナメント観戦日から 2 日以内に、PCR 検査で陽性が判明した場合、または濃厚接触者と認定された場合には、大会事務局が指定した連絡窓口に連絡をいただく。(次項 6 - (2)も参照)

6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応

(1)基本対応

・余程の体調不良でない限りは、観客自身で医療機関での受診、帰宅を促す。

・症状の確認

・サーモグラフィ、非接触体温計等で検温（1 次検温）

・隔離場所に移動

・マスク着用、フェイスシールド、防護服（簡易レインウェア可）、ゴム手袋を着用したスタッフ（医療従事者がいれば望ましい）が体温確認（2 次検温）

・必要に応じて、大会が手配する医療従事者の診断、判断を仰ぐ。

・対応は観客本人となりますが、連絡先等の案内をお願いします。18 ページ「IV - 4」参照

(2)観客に感染者が発生した場合の発表について（日本野球機構と同対応とする）

（陽性感染者が感染可能期間中にトーナメント観戦していたことが発覚した場合等）

【陽性感染者の場合】

対応の必要性：当該観戦日が発症 48 時間前以降に当たる場合

自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会 SNS 等で、迅速に公表を行う。

また、当日の交通手段や、会場内での観戦ルートの聞き取りを行い、同日の観戦者へ健康観察などの注意喚起を行う。

【濃厚接触者と認定された場合】

対応の必要性：当該観戦日が濃厚接触時点から濃厚接触者と認定されて隔離する(自主隔離含む) までの期間に当たる場合

濃厚接触者の当日の交通手段や、会場内での観戦ルートの聞き取り及び公表は行わない。

但し、自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会 SNS 等で、迅速に公表を行う。

(3)医療アドバイザーとの対応協議

・集団発生に対するリスク回避を検討

7. ゴルフトーナメント特有の対応について

①応援スタイル・ファンサービス

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。握手、サインの禁止、プレゼント等の受取り断るなど、ファンサービスの中止を予め告知する。(集まる目的、接近する目的を無くす)ことで観客の理解をとり、また、誘導人員を配置するなどして、キャディマスター室周辺の密集を回避する。

②観客の送迎

重要：・バス会社が常に講じる感染予防対策の徹底を依頼する。

・濃厚接触にならない(以下の要素が重ならない)ように計画する。

「手の届く距離で、感染防止策なしで、15分以上いること」

運用：・乗車前：正しいマスクの着用を点検、非接触式体温計での検温

・乗車前後:手指消毒

・乗車中：正しいマスクの着用/発話の禁止/換気（1時間に3回の換気を推奨）

・手すり、椅子、つり革等、不特定多数が触れる箇所を毎日消毒する

・乗車率(1台についての乗車人数)に関しては、走行時間を考慮して判断する

・運転手の感染防止策含めバス会社が常に実施している感染防止策に加え、会場までの時間、距離、天候等を踏まえバス会社等と協議の上で対策を講じる。

③ギャラリープラザについて

66 ページ「X-3-③ 飲食販売関連」参照

④ギャラリースタンドについて

人数制限については、換気も良く、すべて同一方向を向いているため、以下の対策徹底を前提に

制限は不要とします。(人と人が触れない程度の距離、グループ毎に1人分の距離程度の確保)
但し、飲食を認める場合には、50%程度に制限することを推奨しています。

- ・正しいマスクの着用(常時・着用率100%)
- ・発話の禁止(応援は拍手のみ) * カップイン時の一時的な歓声は問題ありません。
- ・手すりなど不特定多数が触れる箇所は定期的かつこまめな消毒を行う。
- ・椅子(座席)については、毎日消毒を行う。
- ・監視誘導員の配置。(人数制限コントロール含む)
- ・**上記の対策を前提として、飲食を禁止することで収容率を100%とし、飲食を許可する場合は人と人の距離を確保(50%以下等の制限)する等で安全の担保をお願いします。**

*** 飲食等マスクを外す場面においては、顔の正面からできる限り2mを目安に、最低1m距離を確保することが基準とされています。**

⑤その他、ギャラリーの密を防ぐための施策例(来場人数・ロケーションにより検討)

- ・観客の移動は順行が良い(逆流・交差をしないようにする)
効果: 逆流による密接、密集と対面、声の掛け合いを防ぐ
対策例: クラブハウス前やパッティンググリーンは時計回りにする
ティーイングエリアやグリーン周りはクロスウェイを活用して時計回り・反時計回りにする。袋小路の場所には注意が必要で、袋小路にする場合は往路と復路を作る、そのエリアへの入場制限を行う。
- ・傘をさしながらの観戦を推奨する
効果: フィジカルディスタンスを確保、熱中症対策にも有効
- ・選手のサインや握手、撮影会等のサービスを状況に応じて中止する。
効果: クラブハウス周辺など、人が集まる状況、選手を待つ時間などによる密集を防止
対策例: 決定した方針は、観客に主催者・協会から断る。(都度、選手本人に断らせないように主催者及びゴルフ協会が配慮すること。サービスを期待する観客もクラブハウス周辺等に集まらないようにする)
- ・**指定されたエリア以外(コース内)で、飲食をする場合には、顔の正面から2m(できれば1m)以上の対人距離をとること。人が集まりやすいギャラリースタンド及びギャラリーロープ沿い3m以内での飲食を禁止する等も有効です。**
- ・熱中症対策として、人との距離を十分に確保できる場合には、マスクを外すことを推奨する。
- ・喫煙所、手洗い、トイレ等、譲り合いながら利用するようにする。

⑥事前の告知例(大会告知物(チケット裏面、大会ホームページ等)に掲載ギャラリー案内例)

本ガイドライン 76・77 ページ「来場されるお客様への案内」(サンプル)

78・79 ページ「入場券に関する案内」(サンプル) 参照

XI. 新型コロナウイルス感染症対策に関する最新資料(令和4年2月22日時点) NEW

新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本方針」という。）の改正が行われております。

同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の事務連絡）が発出されております。

●内閣官房ホームページ

以下の URL には、最新の事務連絡が掲載されています。

<https://corona.go.jp/emergency/>

(参考資料)

- ・令和4年2月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第88回）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r040218.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年2月18日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220218.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年2月18日）（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220218.pdf

- ・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年2月18日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220218.pdf

- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その4）（令和4年2月10日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220210.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（内閣官房 HP）

<https://corona.go.jp/emergency/>

〔その他〕

- ・水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その3）

（事務連絡 1119 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 040125 改訂）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220125.pdf

- ・ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf

- ・次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像

（令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031112_2.pdf

- ・次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像（概要）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031112_1.pdf

最後に、本ガイドラインは、感染対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部分科会の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更していく予定です。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なります。開催地の自治体との連携を緊密に図って、試合を開催することが前提であることを強調しておきます。

政府の方針を守り、主催者、開催地自治体、企画運営する各社と連携して、“選手及び選手関係者を守る”“すべての大会関係者を守る”、“観客を守る”、“開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ”、“日本のスポーツ文化を守る”という視点から、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。以上の点を考慮し、新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、ゴルフトーナメントを開催する決断と実行をお願いいたします。

2022年3月15日

「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議」

公益財団法人 日本ゴルフ協会

公益社団法人 日本プロゴルフ協会

一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会

一般社団法人 日本ゴルフツアー機構

一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会

顧問：炭山 嘉伸 東邦大学理事長 公益財団法人日本感染症医薬品協会顧問（前理事長）

日本外科感染症学会名誉理事長 日本環境感染学会名誉会員

東邦大学 炭山嘉伸理事長からのご提言 2022年3月14日

「いよいよ3月に入り、女子ツアーはすでに開幕し、男子ツアーやシニアツアーも間もなくスタートします。一方、感染者の数は高止まり状態で、地域によっては今でも感染者数や重症者数が多く、そしてお亡くなりになる人やクラスターも発生しています。

これからのトーナメントの多くが有観客での実施、プロアマトーナメントや前夜祭を検討されていると伺っていますが、現段階においても、政府や開催地区の自治体の方針を遵守し、本ガイドラインに沿って感染対策に万全を期して、賢明かつ包括的な判断をし、準備をしていただきたいと思います。

なお、検査方法については、現段階ではPCR検査がベストであり、それに勝るものはありません。しかしながらやむなく抗原検査を用いる場合には、除外診断として、研究用のものではなく必ず高感度の検査用定量抗原検査キットを使い、そして確認のためにPCR検査を受けるようにしてください。

引き続き安全第一の対策を講じることにより、社会に対する責任を果たしつつ、皆さん一人一人の努力でゴルフの素晴らしさを伝え、スポーツ文化を守ることにご尽力いただきますようお願いいたします。」

炭山嘉伸

【参考】FAQ（よくあるご質問）

Q. 「安全計画」の策定方法を教えてほしい。

A. 以下 事務連絡に書き方が記載されています。

- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その4）（令和4年2月10日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220210.pdf

Q. 「安全計画策定」の書類は、どこで入手できるか？

A. 開催自治体のホームページにてダウンロードすることができます。

サンプル) 沖縄県 感染防止安全計画の策定・提出等について

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>

Q. 観客5000人以下の場合には、「安全計画」を策定しなくて良いか。

A. 収容定員が設定されていない場合、「人と人が触れ合わない程度の間隔」で、開催したい時は原則として安全計画策定の対象とする。（以下「事務連絡」2ページ 10行目参照）

安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等が HP 等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その4）（令和4年2月10日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220210.pdf

Q. 政府方針がガイドラインと合わない（政府のイベント制限人数が変更になった等）

A. ガイドラインは、政府の方針変更に伴い、都度改訂していくことが原則となります。

政府や開催自治体の方針に従い開催基準を決定していくという大原則は変わりませんので、大会の準備におかれましては、最新のガイドラインの基本対策に加え、新しく示された制限や追加対策（特に飲食に関する注意等）を、参考に準備をお願いいたします。最新の政府及び開催自治体の対策及び制限が優先となります。

Q. 緊急事態宣言下でも、5000人以下・50%以下入れてよいのか？

A. 政府・自治体・団体から発行される最新情報を必ず確認するようにしてください。本ガイドラインも、それらの変更に合わせて改訂しています。（本ガイドライン：39～44ページ参照）但し、開催自治体により「異なる制限人数」を設定していることがあります。医療体制や感染状況を鑑み設定された数値ですので、その場合には開催自治体の制限人数を、遵守するようお願いいたします。

また、「座席が指定できないイベント」、「収容人数が設定されていない場合」には、十分な人と人の距離(1m)の確保できる計画と運用をすることと示されています。（本ガイドライン 44ページ参照）

Q. 5000 人に関係者は含まれますか？

A. ガイドラインでは、「観客と招待者の合計」とすることを推奨しています。

招待者や観客を除く、すべての大会関係者については、日常的に検温・健康チェック・行動履歴(場所・内容・接触者)を、各自で記録しておくように要請する。

*感染拡大防止管理する側と、その他(観客及び招待者)と広義で解釈しております。

但し、自治体によっては、「関係者も含む(全国から集まる)」と、解釈・定義しているケースもありますので、開催自治体と確認の上で、設定してください。

Q.検査機関について

A. (炭山アドバイザー)

検査機関についてですが、ゴルフ協会で紹介する機関のように国(厚労省)からも認められ、信頼できる機関で検査をすることで、選手や関係者の安全が担保できるものと考えております。

PCR 検査につきましては、管轄するゴルフ協会にご相談ください。

Q. ギャラリープラザの調理品は、なぜ良くないのか？

A. 本ガイドライン 36 ページに示した部分

(大前提) 主催者様で判断いただくこと。

保健所の許可 = 問題ないとご判断いただいて宜しいかと思います。

(ガイドラインに示した理由)

感染拡大期(ステージ上昇)の場合は、完全に封入されている完成品、衛生管理が整う専用工場等で作られた完成品のほうが安心は高まるとして完成品を推奨いたしました。

また、ガイドライン 64~65 ページに記載しました「個包装のものを販売する」、「観客の持ち込みによるリスクの低下」などを検討いたしました。

調理者においても、会場でのトイレ・水道環境、消毒環境と専用工場の比較をした場合にリスクを下げたいと考えました。

(ギャラリープラザは、現金授受・トレー使用など、不特定多数の人が触ったものを販売者も触れるケースが多い)

イベントには人の出入りが多く、会場への移動、洗面やトイレ等、通常とは異なる部分が多く、安全衛生的観点から、いろいろなリスクが存在します。

イベントの責任を問われてしまうこともあります。従いまして徹底して、リスクを回避することが、大会を継続するための策になると思ひましてガイドラインにお示した次第です。

Q. 酒類の販売について

A. 政府及び自治体の規則・制限を遵守願います。

【参考】来場されるお客様への案内（文章サンプル）

【来場されるお客様へのお願い】＊以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

下記の注意事項を必ずお読みください。

新型コロナウイルス感染防止拡大のため、（○○○○○○○○トーナメント名）についても政府及び○○県(各都道府県)の方針を踏まえ、ゴルフ関連5団体で定めるガイドラインに基づき、入場制限（人数もしくは比率）にて開催いたします。

ご来場の皆さまにおかれましても、入場時の検温など大変ご不便をおかけしますが、感染予防対策強化にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【ご来場について】＊以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

（1）以下の事項に該当する方は入場をお断りさせていただきます。

（i）過去1週間以内、又は当日の検温にて体温37.5度以上発熱のある方

（ii）強い倦怠感、感冒様症状（咳、咽頭痛、息苦しさ等）、味覚・嗅覚異常などの異変がある場合を含む体調不良のある方

（iii）ご本人又は同居のご家族に、PCR検査陽性歴がある方（詳細記載の場合は1～4に該当）

（1）有症状者では、発症日から10日未満、かつ、症状軽快後72時間以内の方

（2）症状軽快後24時間経過から24時間以上の間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できていない方

（3）無症状病原体保有者では、陰性確認から10時間未満の方

（4）検体採取日から6日間経過後24時間以上の間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できていない方

（iv）ご本人又は同居のご家族が濃厚接触者として自宅待機中

（v）家族に（i）におけるいずれかの体調不良がある

↑判断が難しい為、（i）とは別にして事務局にて個別対応(説明)

（vi）海外から帰国（日本に入国）して、隔離期間が終了していない方

（vii）マスク非着用の方

（2）以下にご協力いただけない場合は入場をお断りさせていただきます。

（i）ご入場時の検温・消毒液による手指消毒

（ii）マスク持参、常時・正しく着用

（3）ご入場時の検温に時間がかかる場合があります。ご入場時の混乱を避けるため、ご来場の際は時間に余裕をもってお越しください。

＊ギャラリーについては、「1週間の検温記録」や「体調の状態を問診」を行うのは困難なため

「該当する場合は来場を控えていただく」依頼事項として事前周知されることを推奨いたします。

【ご観戦について】 * 以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

- (1) 会場内では密集を避け、必ず他の人との距離を 1 m(できれば 2 m)離れて観戦してください。
また、声を出さない応援（拍手）にご協力お願いいたします。（口笛・指笛等も禁止といたします）
選手に接触する行為、声をかける行為等を禁止とさせていただきます。
感染拡大防止のため、サインや握手等、選手と接触する行為は固くお断りいたします。
手紙やプレゼント等の受け取りもお断りいたします。
- (2) 会場内では定められた順路に従ってご観戦ください。（交差・離合を削減するため）原則として、ティーイングエリアからグリーン方向へ順行でご観戦ください。
- (3) 会場内ではこまめに手洗い、手指消毒をお願いします。
- (4) 会場内では飲食の時以外、必ず正しくマスクを着用するようお願いいたします。ただし、熱中症予防で一時的にマスクを外される場合は、周囲との距離を十分確保いただきますようお願いいたします。
ただし、ギャラリゲート、送迎バス乗車時、飲食ブースなどでは、隙間なく正しくマスクのご着用をお願いいたします。
花粉症の方は、マスク着用に加えて咳エチケットをお願いいたします。
- (5) 緊急時の連絡先としてメールアドレスの提供（大会特設URLを作成し、QRコードを配布）をお願いいたします。
* 観戦後に新型コロナウイルスの陽性判定が出た場合
観戦後に PCR 検査で新型コロナウイルスの陽性が判明した際、お客様の観戦日が発症 48 時間前以降にあたる場合、保健所またはご本人から大会事務局へ連絡を入れていただくようお願いいたします。その際に来場日時・会場内での行動(観戦場所・随行組等)をお伺いいたします。クラスター化の防止の観点から、観戦日時や行動等を公式ホームページ等で公開させていただきます。
* 感染者との接触を通知する接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスへの登録をお願いいたします。
* アプリの QR コードを入口に掲示しておりますのでご利用ください。
* 本大会は携帯電話の使用をお控えいただいておりますが、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため「電源及び Bluetooth を on」にした上で、マナーモードにてご観戦ください。
* 登録ができない方は、陽性感染者が発生した場合に、その方の来場日時をご連絡いたしますので、入場口にて「氏名・ご連絡先」のご登録をお願いいたします。
- (6) 感染が判明した場合及び濃厚接触者と指定された場合への大会事務局への連絡協力をお願いします。
- (7) 会場内の施設や共有物は定期的に消毒をしておりますが、ご利用の前後には手洗い・手指消毒の徹底、目や口をむやみに触らないようご注意ください。
- (8) 会場内の飲食については、（販売の制限、キャッシュレスの案内、席をあける、時間を制限するなど）をしております。
* アルコール飲料等の販売は行いません。会場内での飲酒は禁止といたしますので、持ち込みもご遠慮いただきたくお願いします。

【参考】 入場券に関する案内（文章サンプル）

【チケットの取り扱いについて】

●内閣官房イベント制限方針（抜粋）

⑩参加者の制限について

入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置をすること。

- * 但し、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に指定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

考え方：2020年9月末まで「該当者の来場防止のために、積極的な払い戻しを推奨していた」
2022年以降「予めルールを公表することで、払い戻しは不要にすることも良いとした」

●各日の競技成立の徹底（上記同様に、事前に周知徹底する）

1. 正午等 時間による設定
2. 指定する組が〇ホール終了した場合
3. 全体時間に対して、50%（〇時間）競技が行えた場合

●事例ごとの取り決め（同様に、事前に周知徹底する）

1. 該当日の競技が中止の場合（天候等による中止） 払い戻し：不可(競技成立の場合)
2. 大会が原因で中止の場合（コース修復のため、消毒の為、サスペンデッド残りだけする場合）
払い戻し：可
3. 大会がサスペンデッドの場合
 - * 競技成立条件をクリアした場合は払い戻ししない。
 - 競技成立条件をクリアしない場合は、「該当日は不成立」として払い戻す
4. 購入者の都合による別日への変更 変更：不可 払い戻し：不可
5. 大会が入場を断る場合（検温・入場禁止の状況） 払い戻し：不可

●特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律の公布について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/index.html

【チケットに関して】

- チケットは 1 枚につき指定の会場・期日のみ、1 名様 1 回限り有効です。
- チケットは、いかなる事情(紛失、消失、破損など)があっても再発行は致しません。またチケットご購入後のキャンセル・払い戻しも一切できません。大会の終了まで大切に保管してください。（＊ 1）
- 入場前に半券(控券)を切り離すと無効になります。また、チケット券面記載事項が故意に改ざんされ、変更されている場合はご入場をお断りいたします。

（＊ 1）大会終了まで保管を促す必要はないが、中止・不成立等で、すべてのチケットが払い戻される可能性もある。その時に「買っていた。持っていた」と言われないため。（そのような場合、本券・半券で払い戻しをする）

■ 事前の告知例（大会告知物(チケット裏面、大会ホームページ等)に掲載ギャラリー案内例)

- ・発熱や体調がすぐれない場合は来場しないでください。
- ・入口の検温で 37.5℃以上の場合入場をお断りします。
但し競技不成立以外、入場券の払い戻しは致しません。
- ・感染防止策に協力をお願いします。
- ・大会では新型コロナウイルス感染防止策を講じておりますが、自己防衛もお願いいたします。
- ・体調に異常がある場合は、スタッフまでお知らせください。（ケガ等の応急処置はいたしますが責任は負いかねますので予めご了承の上ご観戦ください）
- ・感染防止策に協力いただけない方は、退場していただくことがあります。

【転売禁止に関する文章例】

■ チケットの転売禁止について

- ・チケット及びチケット購入の権利を正規料金以外で転売を行うこと、営業上の販売促進若しくはそれに類すると判断される行為に使用することは固くお断りいたします。上記に該当すると思われる行為が発見された際は、該当チケットを無効とし、ご入場をお断りすることがあります。この場合、チケット料金・旅費等、一切払い戻しは致しません。尚、転売行為とは、オークションへの出品・落札、インターネット上の売買、チケットショップ、購入代行業者、ダフ屋や悪質な第三者を通じての売買等を含んでおります。
- ・友人・知人の方に定価以下でお譲りいただく際、またはチケットを同伴者様へ渡される際は、オークション出品等の転売行為をされない様、チケット購入者様から必ずご説明をお願いいたします。

※チケットの譲渡等に関するトラブルの責任は一切負いかねます。

※チケットをご購入されたご本人様以外の入場ができない公演チケットは、如何なる場合も譲渡はできませんので、ご注意ください。

感染調査【書類管理番号】		調査開始日時	
感染者 氏名		調査終了日時	
〃 感染判明日時		管轄保健所	
濃厚接触者確定人数	人中 人目	〃 電話番号・担当者	
調査担当者			
濃厚接触者情報			
感染者 氏名		年齢	
所属		保険証番号	
役職・立場		家族構成(同居有無)	
大会との関係		高リスク要因	65歳以上 ・ 基礎疾患 ()
自宅住所		隔離予定	ホテル / 自宅 / その他
自宅電話番号		病院・ホテル連絡先	名称： 電話：
携帯電話（個人）		電子メール（本人）	
携帯電話（会社）		電子メール（本人以外）	
緊急連絡先（本人以外）		滞在先（ホテル等）	
〃 関係		復帰日	
自宅等 待機状況			
月 日() 1日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 2日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 3日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 4日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 5日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 6日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 7日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 8日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 9日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 10日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 11日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 12日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 13日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 14日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
特記事項			

感染に関する発表について

本日、本大会に出場している選手（年齢・性別）が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。

- 2020年 月 日にPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。
- 本人に ●●の症状があるものの、大事にはいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。
また、本人の関係者及び、本大会に出場する選手、大会関係者には、風邪などの症状を示している者はありません。
- 現在、保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。また、本人の行動履歴に基づき、大会会場の消毒等は、保健所の指導のもとすぐに行いました。
- 本大会に出場する選手及び大会関係者には、感染防止対策を強化し、検温や健康チェックの強化をして適切に対応してまいります。
本大会は、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。

発症前2日間の行動

- 月 日（ ） OFF 午前中は自宅にて家族と過ごす。午後は ●●練習場にて練習
夕食は友人と2人で食事。
- 月 日（ ） 自宅より滞在先へ移動 夜、●●市内で選手関係者●人と食事
※●●駅より、レンタカーにて●●市内ホテルへ移動
同行者1名あり、本人・同行者とも常時マスクは着用
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし
●：●● PCR検査
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者)
練習後クラブハウスレストランで昼食
会場から●●市内ホテルへ移動（移動は本人のみ）
夕食は ●●と2名でとる。
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者)
練習後クラブハウスレストランで昼食
●：●● PCR検査 陽性判定

入院治療へ

なお、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。

但し該当者の意志は尊重いたします。

他方、感染拡大の防止については、保健所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど、最大限協力して参ります。

どうぞ、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

発表項目 チェックリスト

1. 属性（協会・大会との関係、立場）

2. 経過・症状

- 発症日、初期症状（発熱／咳／倦怠感／未嗅覚障害／咽頭痛／胸痛など）
- 医療機関受診した場合は順に「医療機関A」「医療機関B」とする（匿名可）
- 医療機関の所見（肺炎所見の有無、など）
- PCR検査日、陽性判定日
- 現在の容体（上記諸症状、軽症か重症か、治療方針等）
- 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）

3. 発症2日前～発表日までの行動履歴（来場・練習・試合参加等）

4. 感染経路について判明していること

- 友人が ○月○日に陽性判定、○日前に食事を共にした、等

5. 関係者の状況、容体

- その他、関係者に症状があるものはいるか、容体は、等
- 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
- 活動停止など

6. 保健所、自治体との連携状況

- 施設消毒の実施状況
- 濃厚接触者の調査状況

7. 今後について

- 感染拡大防止への取り組み
- 活動停止など

【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

【裏面】

◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連問診票

大会参加のため、この問診票に記入し提出しなければならないことをご理解の上、ご協力をお願いします。

氏名		生年月日	(西暦)
----	--	------	------

大会参加まで直近2週間各日の、毎朝の体温を計測し、大まかな行動範囲、外出先等の記録をお願いします。

日付	時間	検温結果	主な滞在地	外出先など
月 日 (月)	:	℃		
月 日 (火)	:	℃		
月 日 (水)	:	℃		
月 日 (木)	:	℃		
月 日 (金)	:	℃		
月 日 (土)	:	℃		
月 日 (日)	:	℃		
月 日 (月)	:	℃		
月 日 (火)	:	℃		
月 日 (水)	:	℃		
月 日 (木)	:	℃		
月 日 (金)	:	℃		
月 日 (土)	:	℃		
月 日 (日)	:	℃		
月 日 (月)	:	℃		

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、〔●●●●●●●●（管理会社及び団体）〕にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報に該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

[本件及び個人情報についてのお問い合わせ先]
●●●●●●●●●●
TEL : ●●-●●●●-●●●● *平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)
[個人情報保護管理責任者] ●●●●●●●●●●●●●● 役職 氏名
[苦情・相談窓口] ●●●●●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL : ●●-●●●●-●●●●
*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX : ●●-●●●●-●●●●

【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

事後1週間分：体温測定、行動記録表

大会参加のため、この記録表に記入し提出しなければならないことをご理解の上、ご協力お願いします。 ※所属には選手やキャディー等と記入ください。

氏名		所属		生年月日	(西暦)	/	/
----	--	----	--	------	------	---	---

トーナメント終了後、1週間の体温測定、行動記録をして、所轄の団体、会社に提出して下さい。

また、発熱・諸症状があった場合には、7日後を待たずにすぐに所轄の団体、会社に報告して下さい。

日付	時間	検温結果	主な滞在地	外出先など
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		
月 日 ()	:	℃		

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、〔●●●●●●●● (管理会社及び団体) 〕にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報に該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

[本件及び個人情報についてのお問い合わせ先]

●●●●●●●●●●●●●●

TEL: ●●-●●●●-●●●● *平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)

[個人情報保護管理責任者] ●●●●●●●●●●●●●● 役職 氏名

[苦情・相談窓口] ●●●●●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL: ●●-●●●●-●●●●

*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX: ●●-●●●●-●●●●

【参考】新型コロナウイルス感染症検査に関する最新情報

新型コロナウイルス感染症 病原体検査の指針 4.1 版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000841541.pdf>

<抗原検査とPCR検査の違い>

検査種類	抗原検査(定性)	抗原検査(定量)	PCR検査
○調べるもの	ウイルスを特徴づけるたんぱく質(抗原)	ウイルスを特徴づけるたんぱく質(抗原)	ウイルスを特徴づける遺伝子配列
○精度	検出には、一定以上のウイルス量が必要	抗原検査(定性)より少ない量のウイルスを検出できる	抗原検査(定性)より少ない量のウイルスを検出できる
○検査実施場所	検体採取場所で行える	検査機器等を要する	検査機器等を要する
○判定時間	約40分	約30分	数時間

<症状の有無と検査方法>

検査の対象者	PCR検査(LAMP法含む)	抗原検査(定量)			抗原検査(定性)		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者	発症から9日目以内	○	○	○	○※1	○※1	×
	発症から10日目以降	○	○	×	△※2	△※2	×
無症状者	○	×	○	○	×	○	×

※1 発症2日目から9日目以内の使用 ※2 陰性の場合は2鼻咽頭PCR検査等を実施

<検体採取の例>



※(12月時点)新型コロナウイルス感染症の「いま」について(その10)の知見より

表3 各種検査の特徴

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査										
検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査(定量)			抗原検査(定性)		
		鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者 (症状消退者含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	発症から10日目以降	○	○	— (※3)	○	○	— (※3)	△ (※2)	△ (※2)	×
無症状者		○	— (※3)	○	○	— (※3)	○	— (※4)	— (※4)	×
想定される主な活用場面		<ul style="list-style-type: none"> 検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。 			<ul style="list-style-type: none"> 検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。 			<ul style="list-style-type: none"> 目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。 現状では対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効。 		

※1：有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。

※2：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。(△)

※3：推奨されない。(—)

※4：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。

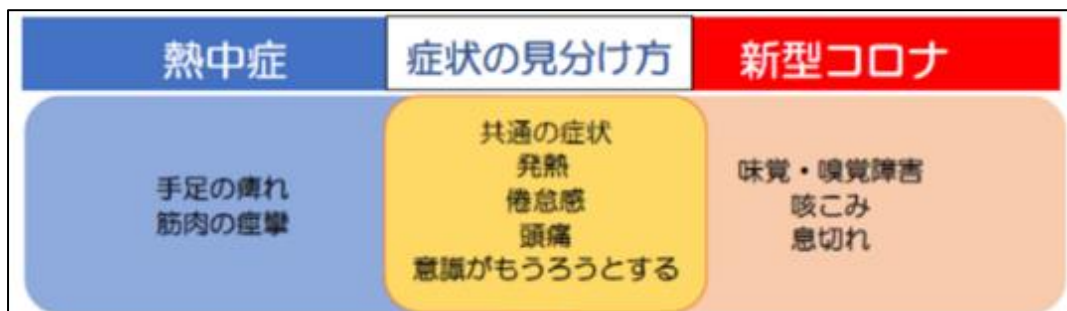
*：引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。

【検証】

熱中症と新型コロナウイルス感染症の見分け方に関して -自己判断はせず、必ず医師、保健所等の判断に従ってください-

新型コロナウイルス感染症と熱中症、どちらも体温上昇や息苦しさ、倦怠感があるため、新型コロナウイルスと熱中症の初期症状は見分けが難しいと言われています。

【症状の見分け方（「熱中症」と「新型コロナウイルス感染症」との主症状の比較）】



新型コロナウイルスによる症状は「感染症」であるのに対し、熱中症は「環境障害」である点に大きな違いがあります。また、新型コロナウイルスは人と人との接触によって感染します。一方、熱中症は気温や湿度が高くなる時期など、一定の環境下で起こります。

たとえば夜間に冷房をつけずに眠っていた、炎天下の中で水分補給などをせずに作業をしていたなどがあれば熱中症の可能性も考慮することですので、発症の状況にヒントがあるとされています。

ただし、自己判断は禁物です。どのような場合であっても、まずは医療機関などに相談し、医師の判断を仰ぐことが大切です。

【熱中症の症状】

熱中症の症状で代表的なものは、以下になります。

- ・高体温 ・めまいや立ちくらみ ・手足のしびれ ・筋肉の痛み(こむら返りなど)
- ・頭痛 ・吐き気や嘔吐 ・倦怠感 ・返事を返せなくなる ・意識が遠のく
- ・体が痙攣する

熱中症は、場合によっては死に至ることもあります。そのため日ごろの対策が欠かせません。少しでも異変を感じたら、水分を摂取する。涼しい部屋に移動するなど対策が必要です。

【新型コロナウイルスの症状】

新型コロナウイルスの場合、個人差はありますが以下のような症状があらわれます。

- ・発熱 ・倦怠感 ・頭痛 ・筋肉の痛み ・寒気や悪寒 ・のどの痛み
- ・咳 ・味覚や嗅覚の異常 など

※感染していても症状があらわれない方も多くいます。


【新型コロナ感染防止と熱中症予防のポイント】

熱中症になる原因をよく理解して熱中症にならないように、させないように、環境の整備、休憩等の仕組みを整えることが重要になります。クラブハウスに入らない業務をする人は、PCR 検査を受けていないことも多いと思います。更に屋外での業務をする方も多いので、熱中症になる確率も高くなってしまいます。コロナ感染の両方を疑うことになり、濃厚接触疑いなどで、試合継続に支障がでてしまうこともあります。いかなる上でも試合を継続するためには、濃厚接触をしない、ウイルスを伝播させないことが重要です。

●新型コロナ対策と熱中症予防 社会福祉法人慈賜財団済生会 コロナに負けない生活参照

<p>定期的にマスクを外す</p>  <p>10分に1回、1分ほど外し、水分補給</p>	<p>エアコンと換気</p>  <p>30分に数分程度換気をする</p>	<p>暑さに慣れる</p>  <p>暑さに慣れるため適度に運動する</p>
<p>こまめな水分補給</p>  <p>1日1.2～1.5リットルを目安に6～8回に分けてとる</p>	<p>食事をしっかりとる</p>  <p>筋肉をつくるタンパク質を含んだバランスのいい食事</p>	<p>十分な睡眠で休養</p>  <p>6時間程度の睡眠をとり身体を回復させる</p>

【熱中症の分類と症状】

分類	症状	症状から見た診断	重症度
Ⅰ度	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともあります。	熱失神	
	筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。 手足のしびれ・気分の不快	熱けいれん	
Ⅱ度	頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らない等があり、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害を認めることがあります。	熱疲労	
Ⅲ度	Ⅱ度の症状に加え、 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある(全身のけいれん)、真直ぐ走れない・歩けない等。 高体温 体に触ると熱いという感触です。 肝機能異常、腎機能障害、血液凝固障害 これらは、医療機関での採血により判明します。	熱射病	

(日本救急医学会分類2015より)

【熱中症発症時の初期対策】

1. 涼しい場所に移動させる（日陰やクーラーの効いている場所）

2. 身体を冷却する

- ・衣服を脱がせたり、ベルトやネクタイ、下着は緩めると良い。
- ・露出させた皮膚に冷水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぐのも有効。
- ・氷のうなどは、首の両脇、脇の下、大腿の付け根の前面に当てて皮膚のすぐ近くにある太い血管を冷やす。
軽度であれば、冷たく冷やしたペットボトルを握って冷やすことも効果的

3. 意識がはっきりしているなら、経口補水液を飲ませる。

経口補水液は、脱水によって失った水分と塩分などの電解質を素早く身体に取り入れ、保持してくれるもの。めまいや立ちくらみ、こむら返り、あるいは大量発汗など、熱中症のⅠ度の症状を感じたら、経口補水液を躊躇なく摂るべきです。

（参考；頭痛は、熱中症のⅡ度に分類されています。）

摂り方のルール（経口補水療法）は、まず 50～150ml 程度をゆっくり飲んで、1～2 分間して、さらに 50～150ml をゆっくり自然に飲む感じ、その繰り返しで、症状が回復すれば、脱水症状の危機を脱することになる。

普段健康な人であれば、脱水状態によって身体が楽に感じるまで飲んで良い。

「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない(意識障害がある)」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があるため、無理に飲ませない。「吐き気を訴える」または「吐く」場合、口からの水分摂取は適切ではないため、医療機関での点滴等の処置が必要)

* マスク熱中症に注意

- ・マスクを着用していることで、口腔内に熱がこもりやすくなっている。
- ・マスクをしたままだと、口喝の鈍化（マスク内の湿度が上がっていることで喉の渇きを感じにくくなる傾向になる。
もともと喉の渇きに気づきづらい高齢者は、ますます気づきづらくなり、知らないうちに、脱水が進んでしまうこともある。
- ・マスクを外してはいけないという思いが、無意識に水分補給を避けてしまうこともあるので、人との距離が保てる時には、マスクの脱着を積極的に行うようにすること。

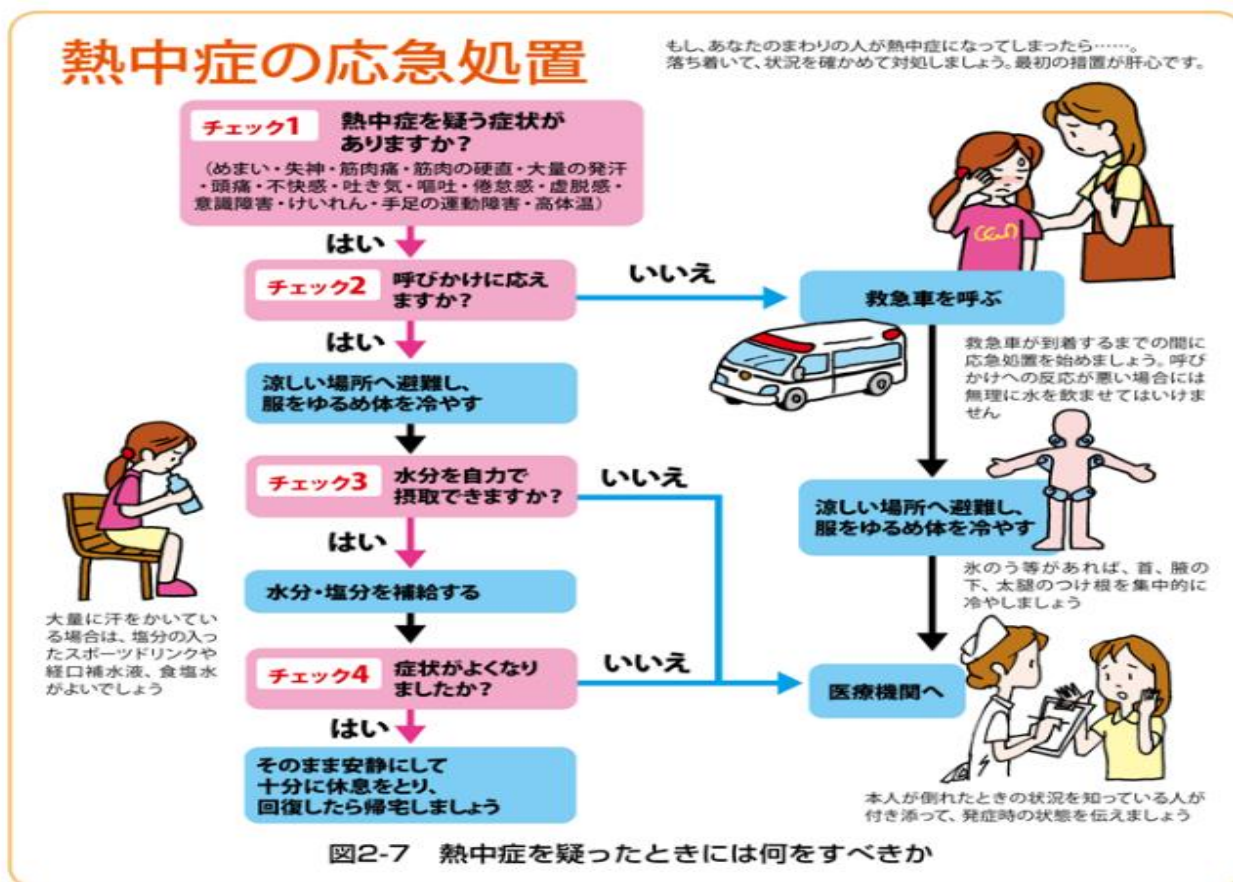
* 熱中症アラート

令和 3 年 4 月から、熱中症予防に関する情報「熱中症警戒アラート」の発信が開始されました。熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと（※北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位）に発表されます。

熱中症アラート発表時には、普段以上に「熱中症予防行動」を実践してください。

業務管理者は、程度の休憩時間の設定や、ユニフォーム着用規則の緩和、給水体制の強化等を心がけてください。

*** 応急処置**



出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」p.24

【まとめ】

新型コロナウイルスと熱中症では、発熱や倦怠感といった、似たような症状があらわれます。そのため単純に症状や見た目などで見分けることは難しいです。

しかし、症状は熱中症の方が急速に悪化していきます。重症化すると、最悪の場合は意識障害になり、死に至ることもあります。暑い時期に体調不良になった場合は、新型コロナウイルスだけではなく熱中症の可能性も考慮しながら行動することが大切です。

熱中症の可能性があっても、受診前は事前にかかりつけ医などに相談を体調不良になった時の気温が高かった、水分をほとんどとっていなかったなど、熱中症になりそうな条件がそろっていたとしても、受診前には必ずかかりつけの医師や、「受診・発熱センター（帰国者・接触者センター）」に指示を仰ぐようにしましょう。

熱中症や新型コロナウイルス感染症、どちらも心配があるなかで、絶対に「自分で判断しないこと」、必ず「医師の判断に従うこと」が重要です。

問診の際、医師に体調不良になった時の状況を説明する必要があります。たとえば、冷房の有無や水分の摂取状況、最近接触した人や訪れた場所などをできるだけ多く説明できるようにしておき

ましよう。

夏は通常の熱中症対策に加えて、新型コロナウイルスへの感染対策に気を配る必要があります。それぞれ十分に気を付けつつ、体調に不安があればすぐに相談するようにしてください。

新型コロナウイルス感染症にかからないための防疫対策を、個人においても、組織においても引き続き徹底することが重要です。

熱中症につきましても、熱中症にならない、ならせない対策がとても重要です。

新型コロナウイルス感染症を疑い、試合を中断したが、熱中症であったという判断結果も、大会にはとても大きな支障や損害を与えます。

そのためにも、熱中症にならない準備を、徹底することが重要です。

例) ・フィジカルディスタンスを前提にマスクを外すこと。

- ・こまめな水分補給をできるような準備や業務ローテーションの整備
- ・熱中症アラート発令や、暑さ指数（WBGT）により、キャディビブスや、スタッフウェアの脱衣の奨励。脱衣しやすいルールの緩和（例：キャディビブスはキャディバックにかける等）
- ・日傘持参の奨励
- ・クールスポット等の設置や、氷等の手配 等

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35°C	28～31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31°C	25～28°C	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28°C	21～25°C	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

● 日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31°C以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31°C※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28°C※)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25°C未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する 危険性がある。

※ (28～31°C) 及び (25～28°C) については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。
日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より

熱中症に関する参考文献

- 熱中症環境保健マニュアル 環境省 2018年
https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf
- 夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 環境省 2020年3月改訂
https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness_guideline_full.pdf
- 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html
- 令和2年度の熱中症予防行動について(周知依頼) 環境省・厚生労働省(令和2年5月26日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000633494.pdf>
- 令和2年8月10日～8月16日までの全国の暑さ指数(WBGT)の観測状況
及び熱中症による救急搬送人員数と暑さ指数(WBGT)との関係について(環境省)
https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/R02_heatillness_report_15.pdf
- 暑さ指数(WBGT : Wet Bulb Globe Temperature)
https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

新型コロナ
ウイルス

感染拡大防止 へのご協力をお願いします

ワクチン接種後も、「マスクの着用」や「手洗い」、
「3密(密接・密集・密閉)回避」などを徹底してください。



正しく使おう マスク!



- ①鼻の形に合わせて
すき間をふさぐ
- ②あご下まで伸ばし顔に
すき間なくフィットさせる

ポイント
会話時は
必ず着用!

- ・鼻出しマスク× あごマスク×
- ・着けたら外側は触らない
- ・ひもを持って着脱
- ・品質の確かな、できれば不織布を



こまめにしよう 手洗い・手指消毒!

こんなタイミングでは必ず!

- ・共用物に触った後
- ・食事の前後
- ・公共交通機関の利用後 など



ポイント

指先・爪の間・指の間や手首も
忘れずに洗いましょう!



目指そう ゼロ密!

一つの密でも避けましょう!!



密接

マスクなし× 大声×



密集

大人数× 近距離×



密閉

換気が悪い× 狭い所×

▶ 体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。 ▶ ワクチン未接種の方は接種をお願いします。



新型コロナウイルス感染症対策 10 箇条（案）

- 1、すべての参加者は、個人防衛に努めること。
- 2、すべての参加者は、大会規則及び対策(集団防衛)を遵守すること。
- 3、絶対に濃厚接触者にならないこと、作らないこと。ウイルスを会場に入れないこと。
- 4、発熱や体調に異常がある場合は、絶対に会場に向かわないこと。

体温計／健康保険証を全員が携帯すること。
- 5、業務負担やサービスが低下するより、会場にウイルスを持ち込むほうが、

大会の継続が困難になることを理解すること。
- 6、管理者は休みやすい環境、報告しやすい環境を作っておくこと。
- 7、業務が停止しないように、常にフォローアップ体制を作ること。
- 8、マスク非着用の「場面」と「時間」を徹底的に最小化すること。
- 9、大会を継続するために、絶対にクラスターを発生させないこと。
- 10、大会が成功するために、感染症対策に「全員が正直」であること。

「日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」Ver7
初版作成日：2020年5月20日 （最新改訂(Ver.7)：2022年3月15日）